

施設・研修等分科会 第52回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第52回施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成28年6月28日（火）15:07～18:12

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について(再ヒアリング)
○エネルギー消費統計調査（資源エネルギー庁）
3. 公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング
○国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構の契約について（2回目）
4. 閉 会

○稲生主査 それでは、ただいまから第52回施設・研修等分科会を開催いたします。

本日は、3月14日にヒアリングを実施いたしました、「公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針見直しに係る意見募集への対応について 資源エネルギー庁のエネルギー消費統計調査」の再ヒアリング及び5月31日のヒアリングに続きまして、「公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の契約について」の審議を行います。

初めに、エネルギー消費統計調査の審議を行います。それでは、本日は資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室、松野室長様にご出席いただいておりますが、今回は再ヒアリングとなりますので、前回のヒアリングを踏まえまして、民間競争入札を直ちに導入できない理由として挙げられました、事業内容の変更の見通し、また次期調達に向けた改善点を反映した仕様書の詳細につきましてご説明をお願いしたいと存じます。説明は20分程度でよろしく願いいたします。

○松野室長 資源エネルギー庁の松野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

3月に説明差し上げましたが、最初にエネルギー消費統計をご説明したいと思っておりますけれども、おさらい的なんですけれども、エネルギー消費統計、エネルギーで各産業とか業務、家庭、それぞれ部門でございますけれども、ここのエネルギー消費の動向を統計としてとるために始めたものでございまして、いわゆる大規模な事業所、いわゆる鉄鋼とか化学とか紙とか、そういう非常に多消費の産業は別途統計があるんですけれども、その他の部門の消費動向をつぶさに把握するすべがないということで、エネルギー消費統計というのを策定することとして始めているものでございます。これにつきまして、3月にもご説明申し上げましたが、まだまだ統計として安定していないというか、まだ改善点が非常に多い統計でございまして、特にエネルギー消費の対応としまして、それぞれ産業なら産業でさまざまな主体がいらっしゃいますので、それぞれごとにエネルギー消費の対応が違うものですから、なかなか正確な把握というのがもともと難しいような分野でございまして、さらに統計の精度向上に向けていろいろな取り組みをしております、そのため今後、具体的に統計の精度向上に向けたいろいろな事業内容の変更というのを検討しておりますので、まずそちらのほうをご説明したいと思います。

資料の1ページ目をごらんになっていただきまして、まず大きく申し上げますと、時系列の不安定化が今ございます。去年までの動向と比べて、非常に今年突出して多くなっている、低くなっている、いろいろな動きがございますけれども、非常に不安定なところがまだまだございますので、こうした部分を解決するために、新しい手法の導入も含めて検討しているところでございます。それで今後、今、トライ・アンド・エラーというか、いろいろな手法、これはいろいろな先生方、有識者の方々、いろいろご意見いただきながら進めておりますけれども、トライ・アンド・エラーでやっております、今後それぞれ新しいやり方の結果も踏まえまして、再来年度以降、具体的に事業内容をどう変更していくのかということ判断していきたいと思っておりますのでございます。

それで、下のほうに書きましたけれども、2つぐらいあるのかなと思ってまして、1つは29年、または30年4月に発表する統計から反映する予定として、変更を考えているものとして3つぐらい挙げてございますけれども、1つは、燃料種別の外れ値排除と書きましたが、これはエネルギーにはいろいろな形がございまして、電力とそれ以外。それ以外というのは、ガスでありますとかガソリン、軽油、さまざまな燃料の種別がございまして、それぞれごとに消費のばらつきを審査していくようなことを考えています。といいますのも、これまでですと事業者ごとにサンプルをとりまして、ある事業者の方はどうも非常に外れてしまっている値を示しているときは排除しているということをやってきましたけれども、ある1人の事業者さんであっても、電力とか見てみますと比較的外れてないなど。他方でガスを見ると、ガスだけでも外れているみたいなことが結構ありまして、そういったややブレークダウンをして、ほんとうに外れている部分だけ外して、丁寧に外れ値のほうを排除していくようなやり方をやってみたらどうかと思ってまして、そういうのが1つございます。

2つ目が、時系列での外れ値排除というものでございまして、これは読んでいただいたとおりですけれども、ある年度だけ外れてしまっているところを時系列で見まして、その部分だけばらつきを排除していくといったことを考えているということでございます。

3つ目が、差推定の適用というふうに書きましたけれども、これは今、18万事業所をサンプル調査しているわけですが、そのサンプルから把握しました結果を、大体対象としては600万事業所ぐらいあると思っておりますけれども、その統計として拡大推計をしておるわけですが、その推計に当たりまして、時系列で変化幅をとりまして拡大推計していくような、そういった手法を考えているということでございます。こうしたものは比較的小さな変更かなと思っておりまして、実査の事業そのものに大きなやり方の変更にはならないだろうと思っておりますけれども、これは比較的早い段階でやっていこうというのが1つ目です。

右側のほうが、そもそも導入するかどうかも含めて時間がかかるかなと思っておりまして、先ほど申し上げた左側の3つを含めて、当面やっていく変更、改善、こうしたものの結果も見て、この右側の今から申し上げるようなところの変更にまで及ぶ必要があるかどうかというのを考えたいと思っておりますけれども、そういった比較の実査の事業そのものに大きな変更が加わるであろうというようなことが、右側に書かせていただいております。

1つ目は、インポートランスサンプリングと申しまして、この前3月にも若干ご説明したかと思っておりますけれども、この対象としている産業、対象分野が非常に広いわけです。その中には、例えば自動車であるとか、電気機器でありますとか、日本の産業の中で非常に大きな地位を占めているような産業もあれば、それほどでもないものもございまして、いろいろな産業がありますし、あと燃料のほうも、非常に全体の位置にしてみると、大きいものもあれば小さいものもあるということでございますけれども、重要な産業とか燃料

については、できるだけ誤差率というのが低い、比較的正確性を問うというか、そういったものも要求をしていきながら、サンプルをしていただくということを入れていってはどうかということです。これはサンプリングそのもののやり方を変えることになりますので、結構いろいろな動きを見ながら慎重に判断したいと思っておりますけれども、そういうことも考えております。

2つ目が、サンプル数の増加でありまして、これは今、18万事業所、600万事業所が全体ありますけれども、そのうち18万をサンプル調査しておるわけですが、これらのサンプル数、数そのものも増加するとか、もしくは細かい産業分類と書きましたが、産業分類ももう少しきめ細かくやるとか、あと燃料種も、種別でいろいろ目標設定していくような、こういったことをやってきめ細かいサンプル調査というのをやっていければいいのかなと思っています。

3点目が、そうやって集めましたデータの審査基準をもう少し厳格化していこうということでございますけれども、これは、具体的に今後どのような厳格化、基準として導入していくべきなのかというのは、今後の検証結果次第だろうと思っておりますけれども、量・質双方から高いものにしていくことを考えているということでございます。これはこの1年、2年、比較的小規模な工夫をした上で、大規模なやり方の変更みたいなことを考えておるといのが、目下我々が検討しているような精度向上に向けた取り組みということでございます。

それで、続きまして2枚目めくっていただきまして、当面、今の由来のやり方に改善を加えた格好でやっていくわけですが、今回の調達に向けました仕様書はじゃあどうするのかというご指摘を先日いただきましたけれども、それをご説明申し上げたいと思います。これまで入札をしていただいたり、説明会などに来ていただいた方のご意見なんかもいろいろ伺いながら、仕様書の改善、具体的なやり方を我々検討させていただきまして、必ずしもこれだけでもないですけれども、主なものとして7つほど挙げさせていただいております。ちなみに、この別添で資料1-2ということでお配りいただいているものもあわせてごらんいただきながらご説明したいと思います。

まず1つ目ですけれども、調査概要というものを追加させていただいております。やはり非常に専門的な委託内容になりますので、調査概要のほうをわかりやすい形で追加してもらえないかというようなお話がありました。それを踏まえまして、ここにありますが、資料の1-2の3ページをごらんになっていただきまして、右下の3ページという数字を見ていただくと、全体というか、真ん中辺に1と書いてありますけれども、右下3ページのところから始まり、3. 調査の概要（予定）というところから追加をさせていただいておりますが、基本的な事項が並んでおります。全国規模で調査いただくことでありますとか、そもそも2のところ、報告を求める者の数として、いろいろ調査票が種別にありますけれども、種別ごとに対象となる事業所の数といったものを書きまして、調査の規模をわかっていただけのような格好にもしておりますし、そのほか次のページにいただいま

すと、調査に使っていただく名簿等々が書いてございます。調査の対象のボリュームとか、それのもとになるような名簿を何を使ったらいいかとか、そういった基本的なことを最初に書かせていただくというような変更を加えさせていただいております。

次の5ページ目にいっていただいたところに、4ページ目の一番下から5ページ目にかけてなんですけれども、先日も先生のほうからご指摘いただいたかと思いますが、具体的にオンラインで調査するのか、紙ベースで調査するのかという、その辺もやっぱりわかっただけでいいような形で改善すべきだというご指摘もいただきましたので、郵送調査ではこういうことだと。オンライン調査ではこういうような形だというようなことも分けて記載させていただくような工夫もさせていただいております。それが調査の概要の追加、①のところです。

②としまして、調査名簿イメージの提示というものがございます。これは別添の3ということで、済みません、その前に調査概要のところのご説明を追加で。今、概要のほんとうにさわりのところなんですけど、別添の1、2ということで、紙でいいますと19ページです。18までが右下に書いてあって、19になるとその次なんですけど、別添ということで、こういう横置き表がありますけれども、調査票の具体的なイメージです。こういったものもおつけして、調査のイメージをつかんでいただくような格好にしております。

次の別添の2、次のページ、20ページのところから標本設計についてのちょっと詳しくのご説明をさせていただいております。これまでこういったことはノウハウということではっきりと仕様書の段階でなかなかおつけしていなかったものでございますが、具体的にどのようなもので標本の設計をするかということも書かせていただいているということでございます。

次、もう1枚めくっていただきまして②のほうになります。23ページです。調査名簿イメージというものを書かせていただいております。これは調査名簿というものを最終的には納品いただくということになるわけなんですけれども、そのイメージとしてこういったものも、成果イメージを書かせていただいているということでもあります。

それで次、3つ目の変更点③で、ビルテナント情報の整備に関する作業の明確化と書かせていただきました。これにつきましては、資料の1-2で見ますと、8ページですね。右下の数字の8ページをごらんになっていただきまして、要するにビルテナント情報、つまりどのビルにどのようなテナントが入っているのかということが、なかなか実際の調査の現場では難しいということをご説明申し上げたかと思いますが、そういった際の整理に関する事項をより詳細に書かせていただいております。これまでも書いてはありましたが、具体的にどのような情報収集を行っていただく必要があるのかということなんです。ちょっと工夫をさせていただいた部分がございます。あと、数字が変わっているところは、データが新しくなったところが変わっているということがございます。

そして、④でございますが、これは20万4,000部のはがきの用途と書いております。何のことかわかりにくいかもしれませんが、資料のほうでいいますと12ページをめくっていた

だきますと、12ページの表が2列ほど並んでおりますが、その一番上の21番というところにはがきというのがございます。これまで仕様書の中ではがき、これは何が書いてあるかといいますと、調査時に使っていただく印刷部数を書いてあるものでございまして、要するに2種類の印刷物がございますということなのですが、単にはがきとだけ書いて、何に使うはがきなのかよくわからないというお話も、実際事業者の方からいただいておりますので、このはがきはこういう用途に使うんですよということで、実際に事前のご説明の案内用ですとか、期限のリマインドを行っていただく場合のものですよとか、回収の督促用ですとかいったことで、どのようなはがきを準備いただく必要があるのかというのを明示させていただいております。

そして、⑤でございまして、電子ファイル調査票の送付方法の明確化ということでございます。これは資料の12ページですね、同じですが。これは電子ファイルで実際にオンラインで調査をいただく際の、送付いただくときの注意事項を書かせていただいているということでございます。ちょっとセキュリティ面の問題が最近非常に注目されますし、気を付けないといけませんので、そういったことも、これは大体の業者さんやっていたけるんですけれども、念のためということで書かせていただいております。

それで次、⑥です。これは資料の15ページをごらんになっていただきまして、業務実施期間・繁忙期・実施タイミングの明確化。つまり、業者さんと話していて、結構ここは強くいただいているご意見の1つだったんですけれども、いつぐらいに、どれぐらいの人員を張っておいたらいいのかというのがわからないと、なかなか札を入れられませんよねと。あと、予算のほうもなかなか算定できませんよねということでしたので、これぐらいに山がきますよということをご判断いただく際の情報を書かせていただいております。13ページの赤字の真ん中よりちょっと上の部分ですが。つまり、6月下旬から8月上旬にかけて、具体的な督促の作業を行っていただく必要がある旨、そういった要員を確保してくださいということでありまして、調査票の提出期限が15日ですけれども、具体的な督促としましては下旬からということになりますよといったようなこと。ここが実は、人員数としては結構かかるということになるかと思っておりますので、ここを丁寧に書かせていただいているということでございます。

そして、最後⑦でございまして。これは資料の16ページでございまして、1枚めくっていただきまして、審査ロジックを明確化するというを書かせていただいております。確かにいろいろご指摘を受けまして見直しましたところ、確かにそもそも一番肝になるような基本的なロジックですね。外れ値排除も含めたことをやっていただくわけですけれども、この審査ロジックが、必ずしも仕様書の段階で明確化されてなかったというのが一番大きいかないかと思っております。ここはかなり細かく書かせていただいておりますけれども、審査ロジックの詳細を書かせていただいております。ここに書いただけでもなかなかご質問いただかないといけないうかもしれませんけれども、行っていただくご報告、ロジックの報告としてはこんなところかなと思って、できるだけ詳しく書かせていただいているということ

でございます。

以上が、主な修正点、ほとんどのところをご説明させていただきましたけれども、こういったことをやりまして、今回の調査に臨ませていただければと思っているところがございます。よろしくお願いいたします。

○稲生主査 ありがとうございます。ここで質疑に入る前に、仕様書の内容につきまして、委員の質問、あるいは意見に資するように事実関係の確認を事務局から行っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、何点か確認のほうをさせていただきます。まず資料の1-1でございますけれども、中に記載のある、平成29年、30年、31年の4月発表分というような記載がございますけれども、例えば平成31年4月発表分というのは、いつの入札契約のものを想定されているのか、教えていただけますでしょうか。

○松野室長 そういう意味では、29年から入札の作業をさせていただく件ということですね。済みません。

○事務局 わかりました。引き続き、資料1-2の仕様書に関係する分でございますけれども、まず右下の6ページの中段あたり、実施に当たっての注意の1番、全般的な注意事項の中に、丸の3つ目、目標回収率を過去最高水準の72%以上にするという記載に、次の調達に向けて直される予定だというふうに記載されておりますけれども、標本設計とかに基づくものだと思うんですが、目標回収率を変える考え方というのを教えていただけますでしょうか。

○友澤係長 これはまだ検討中のところではあるんですけども、なるべく回収目標率を引き上げていったほうが、当然必要なサンプル数も少なくなりますので、その分予算の削減に寄与するというので、なるべく高い目標を求めたほうがいいだろうということでございます。

○事務局 昨年までは65%というふうに記載されておりますけれども、じゃあこれを上げるために発注者側で、例えばやり方を変えるような指示をされている部分があるのでしょうか。

○友澤係長 指示といいますか、ある意味ここは創意工夫を求めているところでございます。当然そういうふうな、今までの平均といいますか、最高も72%で、70%ぐらいで安定していたんですけども、今回こういう形で高い目標を設定することで新たな、今後いろいろ出てきてくださることを期待している提案者の方々にも、何か回収される新しい秘策みたいなものを、提案することを喚起できるかなという気持ちも込めて、こういう形にさせていただきました。

○事務局 引き続きまして、7ページ目の(1)調査名簿の作成でございます。その下のほうに①として、調査対象母集団名簿の住所正規化という部分があります。ここでは600万件程度の名簿に対して住所の正規化作業を行うというふうにだけ書いてあるんですけども、じゃあ具体的に何を使ってやるのかというところは、どういうものを想定してい

っしやいますでしょうか。

○友澤係長 済みません、先日ちょっとお伝えしたとおり、事業所母集団データベースそのものと、少し誤字脱字とかがあるケースが結構散見されますので、改めてそれをスクリーニングしていただくと。明らかに間違っているやつは直していただいたりですとか、その事業者さんが持っている別のデータベースがあれば、それと突合して直していただくですとか、そういったようなことを考えています。

○事務局 同じ部分なんですけれども、前年度の業務においても、前年度フレーム時点の総務省の事業所母集団データベースをもとに見直している成果品があるかと思うんですけれども、先ほどの質問にも関連するんですけれども、どういったものを使って事業者に直させようとしているかというところは、もう任せるといものなのか、ある程度昨年度の成果品を貸与するのを想定しているのか、そのあたりは発注者側としてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○友澤係長 こちらも毎回、事業者母集団データベースから先方に任せているような形になっています。というのは、事業者母集団データベース自体も、基本的には昨年度私たちが提出したものを適宜反映しているはずなので。そうですね、ただこれは、昨年度そうだったというだけであって、次に事業者さんが過去のものも参照したいというふうな申し出があれば、適宜対応することはもちろん可能なものでございます。

○事務局 続いて、その下の2番目のグループコードの設定付加という部分なんですけれども、こちらは1社で他事業所が調査対象になるような、重要なものに関しては名寄せを行うという作業になっておりますけれども、こちらの作業は毎年度、昨年度も同じことを、グループの数は違いますけれども、させているということですが、これは新しいグループをつくれというような作業なんですか。毎年増えていっているかと思うんですけれども、新しいグループを設定せよということなのか。名簿の情報が古いので、過去に名寄せしたものをやれというものなのか。

○友澤係長 基本的には昨年度、こういうグループをしましたよというのは提示をした上で、それは必ずやっていただくと。ただ、M&Aですとか、いろいろ進むケースもありますので、そのときには数が少なくなったりとかしますので、そういうのは精査していただくと。かつプラスアルファして、新しいグループができるケースももちろんありますので、そういうときには追加していただくということを想定しています。

○事務局 続きまして、9ページ目でございますけれども、先ほどの①からの作業で、最後⑨として、調査対象事業所の抽出とありますけれども、その⑨の部分で、担当職員が提供する調査対象母集団名簿を母集団として、とありますけれども、これは今まで①から⑧までやってきたものを使うのではなくて、何か担当職員が提供するものをベースにやるということなのでしょうか。

○友澤係長 いえ、ごめんなさい、文章がわかりにくかったかもしれないんですけれども、これは事業者母集団データベースのことを指しておりまして、そちらを活用してというこ

とでございます。

○事務局 続いて12ページ目でございますけれども、(3)に事前案内等というところがありまして、こちらは実際に調査票を発想する前に事前に事業所に対して案内をするという部分ですけれども、これの例えば丸の1つ目の下のほうで、その他の具体的な対応については、事前に担当職員に提案・提示し、了解を得るといようなことですが、こういうものというのは、具体的な対応を何か求めるものなんでしょうけれども、ただ総合評価では提案にさせるようなものなのか、契約後に具体的な提案をさせるようなものなのか、どういうことをイメージされているんでしょうか。

○友澤係長 これは両方なんですけれども、当然これでいい提案をいただいた方には、当然技術点という形で高い点数がつきますし、それをやっていく中で気づくこともありますので、そのときには提案していただいとということになります。

○事務局 続いて、13ページの下の方の(7)の問い合わせ対応の部分でございますけれども、14ページ目の上から3行目あたりに、「問い合わせ対応マニュアルを作成し」というふうにあるんですが、そのさらに下のほうに、問い合わせマニュアルとか件数の実績なんかは作業報告書に添付して提出せよというふうにありますので、これは従前のものが存在していて、それをリバイスするといようなイメージでよろしいんですか。新しくつくるものなんでしょうか。

○友澤係長 そのような理解で大丈夫です。

○事務局 従前のものを……。

○友澤係長 そうです。昨年度整えたものをと。

○事務局 それから、15ページ目の下のほう、(10)として審査・疑義照会、データ修正とありますけれども、冒頭、「担当職員が提供する審査マニュアルに基づいて」という部分がありますけれども、このマニュアル自体はものすごく膨大なものなかなと思われんですが、これ自体は入札公募後に閲覧させることが可能とか、そういうことは事前に事業者が見られるようになっているものなかな、それはどこかに書かれているのか。

○友澤係長 今の、昨年度、今年度の成果をもとに、リバイスをかけているところではあるんですけれども、説明会目指して、そこでお見せすることを想定しています。

○事務局 続きまして、次の16ページの部分で、ロジカルチェックと回答値の審査の部分を追記されていますけれども、回答値の審査の例えばポツの1つ目、前年度の調査回答との比較という部分がありますけれども、こういった形で前年度の調査回答と比較をさせるようなロジックがあるのであれば、前年度の取りまとめの様式、レイアウトですか、そういったものを開示しないとイメージが湧かないし、システムを組むにも大変なかなと思うんですが、レイアウトというのは、特にここには情報が入ってないんですけれども、そういったものは開示される予定はあるんでしょうか。

○友澤係長 ごめんなさい、イメージとしては、どういう形式でデータを保存していつているかと、そういうことですか。

○事務局 そうですね。

○友澤係長 そうですね、はい。それはぜひ加えたいと思います。

○事務局 それから、18ページ目でございますけれども、(13)にデータの利用に関する提出書類等の中で、5番で提供物及び提供時期というものの、これは発注者側から提供するものを想定して書いていらっしゃるのかなと思うんですが、この別途提示というのは、この仕様書に書けない理由は何かあるのかということと、具体的にどういうものなら発注者側で提示できるというところは、何か書けない理由があるのでしょうか。

○友澤係長 提供時期がちょっとここで提示しきれないのは、住所母集団データベースが確報、速報といろいろある中で、いつの時点で整うかというのが、私たちはなかなか、総務省さんのほうで決められるもので、そこの申請の時間ですとかそういうことってちょっと予見できないところがありますので、そこの部分を別途提示するという形にしております。ただ、提供物とかもう少し噛み砕いて書ける部分があると思いますので、もう少し噛み砕いて書こうと思います。

○事務局 済みません、最後でございますけれども、25ページに評価項目の一覧がありますけれども、この評価項目で基礎点が40点、加点が200点ということなんですが、この加点のつけ方というのは、ここに書かれている幅の考え方というか、その基準というのは、評価者に委ねられているというか、加点幅の基準というものは特にここには明記されていませんけれども、それは評価者の判断に任せているという状況でしょうか。

○友澤係長 はい、そのとおりです。ごめんなさい、右上の加点幅のところはちょっと消し忘れかもしれませんが、「カッコ内の得点は」というところは、ごめんなさい、削除いたします。基本的にはその幅に関しては、各採点者に任されているものでございます。

○事務局 済みません、最後なんですけれども、この評価項目なんですけれども、先ほどのご説明の中で、事業者さんに回収率を上げるための工夫とか、そういったことを求める余地があるようなものだというふうにおっしゃっていましたが、そういった部分というのはどこで加点を評価されるかというのは、明確にどこで求めようとしているのか。例えば、1の1とか2とか3とか、そういったところで具体的にこういうものを求めているんですよというのはどこに書かれているのかというところを教えてくださいませんか。

○友澤係長 ごめんなさい、先ほど私が技術点と言った部分ですよね。主に1の2ですとか、新規性、独創性と書かせていただいていますけれども、そういったところです。1の2です。あとは当然それに紐づいて、ちゃんとスケジュールどおりやらなくてはいけないとか、そういうところでいろいろなところにはねてはきますけれども。

○事務局 事務局からは以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明と事実関係の確認を踏まえまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。1点質問させていただければと思います。資料の1-2の9ページを拝見しまして、中段のなお書きのところに、標本抽出する際には2分の1は昨年度の調査において標本として2年間継続して調査するものとされているかと思えます。ですので、少なくとも標本抽出する際の2分の1については、先ほどご説明いただいた省エネ敷地コードの設定付与ですとか、そういったものの情報が既に反映されているものかと思うんですが、その2分の1については、事業者の方に提供されるということによろしいでしょうか。

○友澤係長 はい、その理解で大丈夫です。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいですか。では、廣松先生、お願いします。

○廣松専門委員 今回、特に資料1-2等でかなり詳しく書いていただいたので、少し理解は進んだんですが、まずちょっとこれは訂正する必要があるだろうと思いますが、資料1-2の22ページの有効回答率の定義ですけれども、有効回答率は有効回答数を調査票抽出数と書いてありますけれども、これ、回収数ですよ。要するに、回収したもののうちの有効回答のことですね。少なくとも前回お配りいただいた、平成19年度から26年度までの数値を見るとそういう計算になっているんです。そこで質問なんですけど、先ほど外れ値の排除という言葉というか、あれが適当かどうかわかりませんが、外れ値に関してより詳細に検討するということがあったんですが、現時点で回収数のうち、弾いているもの、要するに有効回答に入れなかったものはどういう扱いになっているんですか。

○友澤係長 扱いといいますか、最終的なアウトプットをつくる上でどうなっているかということですか。

○廣松専門委員 ええ。

○友澤係長 そういった意味では、外れ値となったものは数値的な統計をつくる上では採用していないと。最初のアウトプットの数字の中には反映されていないということになっています。

○廣松専門委員 ああ、そうですか。外れ値の場合はその扱いも問題でしょうけど、例えば空白になってはねられたものに関して、調査によっては補訂というか、ミッシングデータというか、何かを埋める手法をいろいろ検討されているものがある。そうすると、せっかく答えていただいたものをより有効に使うという意味では、先ほど今後いろいろ検討されるという回答があったわけですけれども、そのままにミッシングデータというか、欠けているところを補訂する方法に関しても、今後ぜひ検討をお願いできればという点が1点目。

それとそれに関係して、資料をいただいた1-1の、インポートランスサンプリングという言葉なんですけど、ちょっとあまり一般には使わないというか、この調査で新たな試みとして考えていらっしゃるようですが、今すぐでなくても構わないんですが、そこをもう少し具体的に何かご説明いただくような必要があるかなという気がしました。といいます

のは、少なくとも標本調査の方法としてはネイマン配分をやっている、少なくともそれは最低必要度というか重要度というか、何かは考慮されているわけですから、それ以外にここでいうインポートランスサンプリングとして具体的にどういうイメージのものを考えていらっしゃるのか、もう少し教えていただければと思います。

○友澤係長 ご質問ありがとうございます。具体的には、資料1-2の20ページを見ていただければと思うんですが、ここの1.の標本数の設定とありまして、ここでN、上から4行目に、標準誤差率が3%以内になることを目的とするという形で、これで設定をしております。まずその部分なんですけれども、その部分を、例えばとある産業に関しては5%に緩めつつも、重要な産業に関しては1%にするですとか、またこれは今、産業大分類単位で、製造業は産業中分類単位で目標を設定しているわけでございますけれども、それが標準産業分類では、小分類ですとかもう少し細かく分けられますので、さらに分けたときに、これはやっぱり重要な分野だということがあれば、その部分に関しても3%以内と設定するですとか、あと燃料種に関してはまだ分けていませんので、燃料種に関しても、やはり電気に関しては5%ですとか、そういう形できめ細やかに、重要なところに対して高い誤差率というのを求めるということでございます。

○廣松専門委員 ありがとうございます。あともう1点だけですが、今回、この資料の別添1で、各産業、それから従業員者数の規模別等に関して、調査票の種類を明示していただきましたので、ある程度具体的なイメージは湧くんですが、まず単純な質問で、この白いところ、黒いところは無作為抽出を行うと。無作為というか、やっぱりネイマン・ピアソンですよ、これ、配分を使っている。要するに、抽出層。白いところは、これは全数ということですか。

○友澤係長 はい、そのとおりです。

○廣松専門委員 その上で、今回つけ加えていただいた細かい仕様書のところ、こちらの下のところをいくと3ページから5ページあたりのところの標本数を見ると、一番多いのは第1号調査票(b)というところで、ここは大体10万ぐらい。それであと、それぞれ標本数が配分されているわけですが、調査票(a)のところですが、製造業の場合とはともかく、これはやはり従業員者数でいくと1名~3名、4名~9名というところも割り振っているわけですか。

○友澤係長 はい、そのとおりです。

○廣松専門委員 その辺の判断が、またちょっとこれは難しいところだろうと思いますが、おそらく回収率等からいうと、このあたりが一番問題になるというか、一番苦労するところで、まさにこういう調査の場合のコストと、それから精度というか、回収率を上げるということのバランスをどうとるかというところが一番難しいところだろうと思うんですが、先ほど今後の予定として、サンプル数の増加ということを考えていくことのように、単に増加するだけではなくて、サンプルのまさにどういう層からとるかということに関する検討も、ぜひお願いをしたいというのが1点目。

それから2点目。これは前回私も申し上げたことですが、今回この母集団名簿の整備に関して説明をお願いして、今回幾つかかなり細かく書いていただいておりますが、それでもわかりにくいというか、事業所母集団データベースが基礎になっていることは事実なんです。それ以外に、例えば9ページのところで、事業所母集団データベースからエネルギー庁がお持ちのいろいろな事業所の名簿をさっ引いて、全数調査をするから標本調査層からさっ引いて母集団名簿をつくるか、その必要な操作というか、何かのプロセスがもうちょっとわかるように書いていただくと、新規参入しようとする事業者にとって、よりわかりやすくなるんじゃないかという気がいたしました。とりあえず、意見と希望と両方です。

○松野室長 わかりました。ありがとうございます。1つ目のサンプルのところは、我々も悩みながらやっているところで、ご提示したこれも、これは分類自身をもう少し細かくしたほうがいいんじゃないかというご意見も別途1社の方からもいただいているところで、ちょっとここは先生のご指摘も踏まえて、引き続き改善に努めたいと思います。

あと母集団名簿の解説のほうは、確かに作業プロセスがわかりにくいというご指摘をいただきましたので、ここは改善できるように考えたいと思います。ありがとうございます。

○稲生主査 ありがとうございます。ちょっと私のほうから2点ほど確認をさせていただきたいんですけども、前提の論点というか、確認をしたいのは、要は今回は事業内容の変更があって、それはいただいたペーパーで、1ページのところで説明いただいているんですけども、要はこういう大きな変更、特に来年度入札分の平成31年4月の発表分というものでございますが、中身の変更が大きいと。したがって、こういう整理でいいんでしょうか。市場化テストを導入なさらないという基本的な理由が、要は変更点が非常に多くて、スペック的にもなかなかぎりぎりまで考えていかなくてはならないと。そうすると、我々のような市場化テストの枠組みに乗かってしまうと、手続がもちろん重くなってきますので、時間との関係もあってなかなかちょっとしんどいところがあると、まずそういう理解でよろしいでしょうか。

○松野室長 おっしゃるとおりです。

○稲生主査 わかりました。それから、あともう1点、これはお願いというか私の提案でございますけれども、先ほどの創意工夫についての評価なんですけれども、確かにこれというと、資料1-2の25ページに評価票がありまして、1-2の事業内容で読むという話があったんですけども、やっぱり若干不自然なところもあるので、できれば創意工夫については、むしろお話をお伺いすればするほど、今回大事なポイントではないかというふうにも思いますので、別掲する形にして、創意工夫を図られるかとか、例えば今、20点になっていますけれども、場合によってはもうちょっと点数の配分を増やしてもいいのかなというぐらいに実は聞いておりますので、もちろんそうしていただきたいということではありませんが、こちら辺は柔軟にご検討いただいたほうがよろしいのかなと思っておりますので、これは今後の検討ということをお願いをしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。お願いします。

○引頭副主査 ありがとうございます。前回からいろいろと工夫されたというのは理解しております。その上で2点、先ほど廣松委員がおっしゃったことと少し重なるかもしれませんが、意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、先ほどプロセスをもう少し明確にしてくださいという御願いだったと思いますが、それに加えて、言葉遣いといいますか、表記揺れがものすごくあるように感じます。新規参入業者からすると、何のデータが手元にあって、それは歴史的にどういうつながりがあって、あと自分たちは何の手を加えなければならないのか、プロセスとともに名称がまた揺らいでいますと結局わからなくなってしまう。資源エネルギー庁さんでお使いになっている言葉遣いではなく、一般の方が明確にわかる名称ではっきりと、つまり担当者が渡す何とかといった表現ではなく、固有名詞で記載していただいた方がいいのではないのでしょうか。重ねてのお願いです。

2点目ですが、先ほど主査がおっしゃったように、創意工夫についてはぜひお願いしたいと思いますが、その一方で、先ほど廣松委員がおっしゃったように、無理な創意工夫を民間の方々に押しつけてもいけないと思います。もちろん低いコストで高い回収率かつ精度の高い統計ということになれば、エネルギーさんにとっては大変良いことではあります、事業者さんにとっては、厳しい要求でもあります。バランスというものがあると思います。その中で、先ほど廣松委員がおっしゃったように、人数が少ないところはエネルギー消費もそんなに多くないわけで、先ほどの3%とか5%という乖離率ですよね。そういうところから見ると、ほんとうにその部分のデータを多くとることが妥当なのかといった検討や、何の部分で創意工夫してもらいたいのかとかという考え方を整理することも必要ではないのでしょうか。ただ単に高い精度を目指すということではなく、この統計から何を知りたいのか、その上で新規参入業者さんにどの部分に創意工夫を求めたいかというような立て付けでお考えいただければと思います。安易に創意工夫を求めるとはなく、ロジカルにやっていただければと思います。以上でございます。

○石堂副主査 素人でなかなか議論に乗っていけないんですけども、再ヒアリングの資源エネルギー調査の資料のところで、最初のページで、平成29年もしくは平成30年4月に発表するものに反映する予定の変更。それから、右側に平成31年4月発表分から必要があれば導入を検討すると、こう2つに分かれているんですが、その上の表題のところに行きますと、「時系列の不安定等を解決するため、今後、新手法を確立し」という表現になっていますね。この今検討されているものが一連の検討が終わって、よし、これでいこうということが確立すれば、これは相当の間、それで方式としてフィックスしてやっていけるものが確定すると理解していいんですか。それとも、いわばその後もいろいろ……。

○松野室長 そこはちょっと私どもも、そうあってほしいんですけども、そうなるとうんとうにいいんですけども、そうなれば結構実際はしんどいんじゃないかと、正直申し上げると思っております。ほかの統計もやっておりますけれども、相当長い間やっている

統計でも、まだなかなか改善点出てきちゃっているんで、そういう意味でいうと、これで
確実だみたいなどころまで持っていくのは相当大変だろうと思いますけれども。

○石堂副主査 そうしますと、事業内容の変更というのが民間競争入札を直ちに導入でき
ない理由という表現からいくと、いつまでたっても状況が確立しないということをおっし
ゃっているんですかね。

○松野室長 当面、ここ数年、始めて数年たちますけど、今回ここにほんとうに、先ほど
廣松先生からのご指摘もあったように、インポートانسサンプリングというのをどのよう
な形で入れるのかというのは、今後ちょっとよく考えないといけないと思っておりますが、
ここまで大きな形で変える、こういう要素変更をしたことはなくて、今思いつく限りはこ
ういうことをやったらどうかなと思っているんですが、それをやればある程度落ち着いて
くれるんじゃないかという期待は一応持っております、その先どういうものがあるかと
いうのはこの段階でもわからないものですから、その先なかなか申し上げられませんが、
一旦ここで落ち着いてくれるんじゃないかと期待して、一応こういう頭でいるとい
うことをございます。

○石堂副主査 はい。

○稲生主査 よろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので、本案件についての
審議はこれまでとさせていただきます。本案件は、法第7条に基づき実施した民間事業者
からの意見募集におきまして、公的統計調査について、市場化テストの対象事業としてほ
しい、こういったご意見をいただいているところです。監理委員会におきまして、競争性
等に課題があるとされた事業でございます。

3月14日のヒアリングに続きまして、本日、事業内容の変更の見通し、また次期調達に
向けた改善点を反映した仕様書の詳細についてご説明をいただきましたが、いろいろ委員
の皆様からご指摘ありましたとおり、仕様書についてはさらなる改善の余地があると、こ
ういうふうに考えているところでございます。

資源エネルギー庁様におかれましては、本日の審議内容を速やかに次期調達の入札資料
に反映の上、事務局を通じて分科会へご報告いただきたいと存じます。また、入札結果が
出ましたら、同じくご報告をお願いしたいと思っております。そういった方針で、ほかの
委員の先生方もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報
告資料として整理したいと存じます。整理したものにつきまして、事務局から監理委員
会の本委員会に報告をお願いします。また、委員の先生方におかれましては、本日質問でき
なかつた事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局にお
いて整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 以上をもちまして、「公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基

本方針見直しに係る意見募集への対応について「資源エネルギー庁のエネルギー消費統計調査」の再ヒアリングの審議を終了いたします。資源エネルギー庁の皆様におかれましては、ご出席ありがとうございました。

○松野室長 どうもありがとうございました。

(資源エネルギー庁退室)

○稲生主査 次の審議に入る前に、若干休憩をいただきたいと思います。16時15分ぐらいからといたしたいと思います。事務局は準備をお願いいたします。

(休 憩)

○稲生主査 続きまして、「公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング 日本原子力研究開発機構の契約について」の審議を行います。

本案件は報道等において競争性が指摘された事業といたしまして、透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込めないか検証する余地があると考えられることから、ヒアリングを実施することとされた事業であります。前回5月31日に引き続き、2回目のヒアリングとなります。

前回は、機構における調達の実況や今後の取り組みについて、また既に民間競争入札の導入意向が示されている3件の業務について確認させていただいたところでございます。ただ、機構の各拠点での調達改善が実効性をもって推進されることを確認するためには、機構においてより幅広く発注している研究試験業務や設備の運転管理・保守業務についての取り組みを確認する必要があります。2回目となる今回のヒアリングは、この趣旨から、それぞれの業務から1件ずつ契約を抽出の上、審議するために開いております。

本日は、個別の業務に関する審議の前に、まず前回のヒアリングを踏まえた、機構における今後の対応方針について確認した後、研究試験業務、それから設備の運転管理・保守業務から1件ずつ事例として抽出した契約について、それぞれの入札関係資料に基づきまして、機構における今後の入札改善の取り組みの実効性を審議させていただきたいと考えております。

まず、前回のヒアリングを踏まえた今後の対応方針につきまして、本日は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、大山理事様にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いしたいと存じます。説明は10分程度でお願いいたします。

○大山理事 本日もお忙しいところまことにありがとうございます。今日、ご指摘のあったような事項について詳しく説明させていただきたいと存じております。具体的なところは担当のほうからと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大場課長 それでは、大場でございます。よろしく願いいたします。お手元の資料2-1①でございます。3点ほどございます。

1点目が、入札説明会の実施についてでございますが、こちらのほうにつきましては、前回の分科会でのご意見を踏まえまして、入札説明会の導入は検討するというところで進めたいと思います。具体的には、非常に案件数も多いということでございまして、特に一般

的に業務内容がわかりにくいような案件、つまり我々機構特有の業務にかかわるようなもの、施設・設備の運転管理業務など、そういったものについてはわかりやすく内容を理解していただくということで、入札説明会を実施するということによりまいりたいと思っております。

それから、2点目でございますが、核燃料サイクル工学施設清掃業務請負契約の入札方式でございます。こちらにつきましては、原子力特有の施設ということでございまして、いわゆる核物質防護の対象区域内での作業、あるいは核物質防護にかかわるような配置図の開示、それから原子力特有の放射線管理区域内での作業が伴うということがございまして、それらの教育なり従事者の経験なり、そういった体制が整っている業者さんをこれまで確実に実施している指名競争としてまいりました。そうではございますが、清掃業務そのものにつきましては市場性が認められる業務ということは認識してございまして、先般、こういった核物質関係で、警備業務につきまして競争性のある契約へ移行したところでございますので、それにならった形で、今後より競争性を担保できるような方式に見直してまいりたいと思っております。ただ、時期といたしましては、今現行の清掃契約が平成30年3月まで、29年度末まで複数年契約で結んでいることがございまして、その更新時期に当たりまして、改めて契約方式を見直してまいりたいという考えでございます。

それから、続きまして3点目、民間競争入札実施案件に係る実施要項の活用についてということの中で、前回、こういった市場化テストを踏まえた契約につきまして、契約監視委員会等の中でも審議等が図れないでしょうかというご質問がございました。これにつきましては、契約監視委員会の案件が委員の先生方に選んでいただく案件でございまして、どれが当たるかというのはちょっとわからないところがございましたけれども、そういった案件に加えまして、市場化案件を審議いただきたいということで、私どものほうから提案させていただいて審議していただくということで、調整してまいりたいと考えてございます。1番の項目については、以上3点でございます。

それから、2番の、委員のご指摘等を踏まえた標準仕様書、入札条件等点検の見直しでございます。こちらは当機構で標準仕様書というのを作成してございますが、それを見直してまいりました。それが2/15ページ以降になってございます。新旧ございますが、右側の新というのが見直した項目で、特に下線が引いてあるところが見直し箇所でございます。変更箇所だけちょっと申し上げてまいりますと、2番につきましては、業務内容の項目を記載すること。それから、3番については、対象設備、こちらの概要も記載することを注意書きしております。それから、4番目の実施場所でございますが、こちらにつきましては、記載内容だけではなく、それに加えて構内の配置図であるとか平面図、写真といったものを添付するようにして、よりわかりやすくしていくということで、今後社内を指導していきたいというふうに考えてございます。それから、5番目の実施時期等でございますけれども、こちらには当機構の専門用語を使っておるところもございまして、用語の定義というのを仕様書の中に加えさせていただくということで改めたいと考えてござい

ます。実施期間であるとか、あるいは時間であるとか、そういったものを前書きした上で、その下に詳細な内容を記載していくということでございます。それから、3/15ページの6番の業務内容等がございしますが、こちらについても同様でございます。

続きまして、4/15ページでございますが、(2)の業務内容のところの下線が引いてございます。各業務の内容、実施条件等、詳細な仕様に関しては別紙をつけまして、業務内容詳細表として添付するというところに体裁を変えさせていただきます。こちらは10/15ページ以降になってございます。こちらについては業務の項目、それから具体的な業務内容、それから実施条件等、作業の頻度、回数等でございます。こういったものを規模感をあらわすような形で表現してまいりたいと思っております。

戻っていただきまして、6/15ページでございます。7番に、作業に従事する要員数というのがございまして、当機構の仕様書につきましては、ある程度その人員の規模等を仕様書の中に明示してございます。ただ、その人数等の定義としまして、どういった人数の考え方を示しているのかというところの解説を加えてございます。これは実施場所に常駐して業務を実施する人員数、目安になりますよということをいっております。配置については、どのぐらいの人数で、どのように配置して処理していくかは、請負者の権限、あるいは裁量法でございますから、日々常に業務の完全な履行をなし得るように人員を配置してくださいということをつけ加えてございます。

それから、8番目でございますが、業務に必要な資格。こちらについても、漏れなく必要な資格を記載してくださいということに加えまして、7/15ページの上段でございますが、国家資格のみではなくて、ほかに講習などを受ける場合にも、そういった資格が認定される項目があれば、その説明を加えてくださいということに記載してございます。

それから、続きまして、8/15ページでございます。13番の特記事項の(3)でございます。ここでは関係法令、それから所内規程を遵守するものとしというのみでございましたが、これだけではやはりちょっとわかりにくいということで、関係法令については閲覧が可能なよう、閲覧場所、あるいは閲覧方法を具体的に示してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、飛びまして11/15ページでございます。下のほうに(別紙2)実施に要した人員というのがございますが、これは今回新たにつけくわえさせていただきました。過去3年間、業務の従事者がどのぐらいの規模であったか、あるいは従事者に求められる知識・経験がどういうものであったかというのを参考に記載しております。それから、(別紙3)としましては、業務の繁閑の状況でございます。こちらは次の12/15ページを見ていただきたいんですが、過去3年間のそれぞれの各月ごとにどのぐらいの業務量であったかというところの規模感、こういったものを参考にさせていただくために、情報として提供したいと考えてございます。

それから、次の(別紙4)業務の実施方法としまして、いわゆる業務のフロー。ここでは利用者、受注者とありますが、発注者、受注者と読みかえていただければと思いますが、

こういった関係で、例えば報告書であるとかそういった書類の流れ、あるいは作業の手順といったものを、概略の業務フローにはなりますが、そういったものでどういった作業手順になるかというようなどころをお示ししていきたいと思っております。(別紙5)につきましては、先ほどご説明しましたが、施設の概要、配置図、平面図、写真等をこの仕様書の中に添付してまいりたいと考えてございます。

それから、もう一つ、13/15ページでございますが、現在も新旧の対比表になっておりますが、旧版で入札条件等点検表というのをつくってセルフチェックしてございました。今回いろいろアドバイスを受けまして、市場化テストの実施要領作成時における競争性改善上のチェックポイントというのがございまして、このチェックポイントの中身で特に重要と思われるものをさらに点検表の中につけ加えまして、これをセルフチェックしておきたいと考えてございます。さらにチェックとしましては、当初は契約箇所のみチェックを実施してきておりましたが、いわゆる現場の請求元課のチェックと、さらに契約箇所のチェック、このクロスチェックという方式で、より仕様書が反映されているかどうかというのを強化してまいりたいと考えてございます。

追加した箇所は、このアンダーラインの箇所でございますが、特に14/15ページに大分追加してございますが、特に(5)から(12)でございます。複数の業務に重複する人員であるとか、施設の配置図、平面図でありますとか、支給品、貸与品。それから緊急時の対応業務の頻度、年度の繁忙期の実績。それから、継続性のある契約である場合の要員数であるとか業務の実績状況。それから、機構の規程等がある場合の閲覧場所、閲覧方法。それから、12番としましては、同種類似する案件があるかというのを確認して、該当する案件がある場合に、類似のものは一括調達ができないかどうか、そういった観点でチェックをしてまいりたいということでございます。以上が、前回のご質問に対する回答になってございます。

それにつけ加えまして、前回リクエストがございました、企業へのアンケートの調査をした結果がございまして、それをお持ちいたしました。これは参考資料とございまして、もんじゅ核物質防護警備業務に関するアンケートというのがございました。こちらの経緯を申し上げますと、一度この警備業務を公募公告しましたが、応募者が1社しかなかったという実態がございまして、その関係でなぜ1社かというところを要因分析、それから今後の改善に資するためにアンケート調査をしたものでございます。

簡単にかいつまんで申し上げますと、この6月に調査を実施しまして、1ページ目でアンケート対象は54社に依頼をかけてございます。これは記名式と無記名式、ちょっと両方ありまして、これは特に核物質防護の技術が当方のほうで認められる企業ではないかというところには、あえてちょっと記名式でお願いしまして、無記名式と申しますのは、当機構と取引実績、あるいは過去応札の実績があった企業様にアンケート調査をいたしました。いわゆる核物質防護警備を含まない警備会社も含まれるということでございます。

その結果としまして、4ページが取りまとめた結果になってございますが、大きくはな

ぜ公募に参加しなかったかという理由で、真ん中に四角く囲って、公募に参加しなかった理由の全体的な傾向というのがございます。これは3ページから4ページにかけての各質問の大項目を円グラフにあらわしたのですが、やはり多かった理由としては、1番の原子力施設の核物質防護警備の特殊性があったということでございます。やはり一般の警備では求められないような特有の業務であった。あるいは、放射線管理区域の作業、あるいはそれに伴うリスクがあると判断したところが、この1番の要件でございました。

あと、次にやはり多かったのが、2番の技術的、金銭的な理由ということでございますが、やはり専門分野、得意分野と異なるとか、あと福井県の敦賀市という場所での作業ということで、その近辺にない企業さんは、未経験の地域に関する業務であった。あるいは、次の競争のときに受注できないリスクがあるとか、そういったところが半数を占めたということでございます。そのほかとしましては、業務の規模感であるとか、あるいは公募要件、審査基準といった要件がクリアできないとか、あるいは5番の公告等の期間について、もうちょっと期間が必要であるとか、そういった意見が出されてきてございました。

特に、7ページの問3でさらに質問をしてございまして、いわゆる上段のほうは、公募の期間と契約期間についてちょっとアンケートを特にとってございます。これを見ますと、1番につきましては、公募期間は今、30日で実施しておりましたが、6割強の企業さんは、特に30日で問題ないというようなご意見をいただいております。それから、契約期間につきましても、3年で特に問題ないといった企業さんが7割。残り3割は、それ以上。あるいは、こういった業務は特殊なので、競争はなじまないのではないかとか、そういった意見をいただいております。

それから、下の3番目につきましては、業務の引き継ぎについて確認をさせていただいたところです。(1)につきましては引継期間ということで、引継期間につきましては、特に必要性は理解できるとおっしゃる方が9割弱ございましたが、(2)の引継期間中の費用負担については、受注者負担とすることがちょっと理解し難いというところが半数近くを占めていたというのが実態でございました。あとは詳細はちょっと見ていただくとして、こういったことを踏まえまして、この核物質防護につきましては、もう一度ちょっと検討期間を設けまして、再公告という形で仕切り直しをしたいというふうに考えてございます。簡単でございますが、ご紹介させていただきました。

なお、ここの資料とかアンケートにつきましては、ちょっと企業名も入ってございまして、各企業さんには機構以外には公表しないというお約束で、忌憚のない意見を出させていただいておりますので、こちらについてはちょっと公表は差し控えさせていただきたいということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○稲生主査 ご説明ありがとうございます。ここで質疑に入る前に、委員の質問、意見に資するように、ただいまの説明につきまして、事務局から確認すべき必要事項が何かございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いしたいと思います。それで、まず議論をいろいろしなくてはいけないものですから、標準仕様書と、それから入札条件等点検表の見直し。資料で申し上げますと、資料2-1の②以降になりますけれども、この部分については、この後に試験業務と、それから設備の運転・管理保守義務を個別に審議いたしますので、おそらく標準仕様書等の関連もそこで議論をまとめてしていただくほうがよろしいかなと考えております。したがって、まず最初の議論でございますが、資料ナンバーでいうと、資料2-1の①の1.の部分です。先ほど3つにわたって回答いただきましたけれども、この部分について。それから、最後にご説明いただきましたアンケート結果についてもここに含めておいていただいて結構でございますので、最初この部分につきましてのご議論をお願いしたいと思います。それでは、ご発言をお願いいたします。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。まず、先ほどご説明いただいた資料2-1①の入札説明会の実施とアンケートに関連してご質問させていただければと思います。アンケートの具体的には2ページなんですけれども、公募公告についてというところで、まずここで公募内容を把握していた者が10社で、公募をしなかった者が27社という、この点が非常に重要ではないかというふうに思っております。そもそも公募を知らなかった段階で参加は確実にできないわけでございますから、やはり公募をいかに知ってもらうというところ。つまり、入札説明会等を実施したりですとか、後段のほうで提案ありましたように、警備業協会に情報提供をお願いしたいといったような周知の部分を積極的にやっていただく必要があるのかなというふうに思いました。

また、10ページなんですけれども、次回参加するための条件等というところの自由記述の回答なんですけれども、無記名のほうで、実績要件が緩和されると参加できるというような意見が幾つかあったかと思っております。ですので、ここもそもそも案件が公告されていることをきちんと周知していただくとともに、実績要件についてもきちんと見直ししていただく必要があるのかなと思いましたが、その2点についてはいかがでしょうか。

○大場課長 周知方法につきましては、ホームページに載せていますのと、警備業協会さんにもご協力をいただいて周知していただいているところではございますが、今回このアンケートをとった目的は、機構の業務の中にも警備業務があるということはこの54社さんに知っていただく機会でもあるかなとは思っております、この54社さんが今後ちょっと関心を持っていただけるのではないかというふうに期待をしておるところです。この54社に我々が直接電話なりメールなりお会いしたなりでご協力をお願いしているところがございますので、今後ちょっと我々としては、これで期待をしておるところでございます。また、当機構の中にメールマガジン等も機能として持っておりますので、そういった中でメールマガジンに登録していただいて、情報が伝わるような形にしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

それから、2点目でございますが、確かに実績につきましては、今後ちょっと検討して

まいりたいとは思いますが、公募公告のほうは今日は添付してございませんでしたが、もうちょっと丁寧さが足りなかったのかなというのは感じておりました、実績につきましても、ほんとうに法的に必要なものとそうでないものとか、そういったものを記載した上で、例えば全部実績が必要なものととられてしまったのかなというふうなところもございまして、そこは公募の中でもうちょっと次回は丁寧に書いた上で、理解できるようなものに仕上げたいというふうな思っております。

○川澤専門委員 ありがとうございます。おそらく法定上必要なものと、追加的に付加して求めているものというのはきちんと区別して書いていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、ぜひ今いただいたご意見はよろしくお願いいたします。

○大場課長 承知いたしました。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○早津専門委員 ご説明ありがとうございます。前回のときには出席してないので、詳細についてわからないので、ちょっと重複になってしまうかもしれないんですけども、今、ご回答の中で、警備業務があることを知ってもらいたいというような発言があったかと思うんですけども、このアンケートの内容を見ますと、警備業務があることを知ってもらいたいという発言に対しては、これは警備業務というよりは、総合管理業務のような内容だと感じたというような無記名の回答が6ページにあたり、あとほかのアンケート結果を拝見しても、結局、特殊性があるというところがわりとかなりいろいろところで挙がっていて強調されているんですけども、それぞれ特殊性がある以上は普通の警備業務じゃないから、警備業務を知ってもらいたいという目的に合致しないように思ってしまうんですけども、そもそもの業務の分け方についての現状と、今後についてのお考えをお聞かせいただければと思ったんですけども。

○大場課長 当機構では、警備業務と申しまして、核物質防護の警備もございまして、核物質防護を含まない一般の警備というのもございまして。そういったものは、核物質防護は含まないものは一般競争で実施しておるわけなんですけれども、そういった方々に対しても含めて、ちょっとアンケートをとっておることになってございまして、一般業務、一般の警備業務につきましても、こういったご意見を踏まえて、今後入札の仕様書なりに反映してまいりたいというふうな考えてございまして。

○早津専門委員 わかりました。

○稲生主査 ほかにいかがですか。

○石堂副主査 やはりアンケートで7ページのところに引継期間の話が出ておまして、引継期間というのは、新たに参入しようとする業者の側にとっては十分な引き継ぎが受けられるかということで非常に関心が高い部分だと思うんですけども、ここでちょっと意味をとりかねているのが、約70日設定しているようですが、70日の引継期間というのは決して短くない。結構長い期間をとっていると思うんです。それに対する回答は、引継期間の必要は理解できる。あるいは、理解できないという、これは回答者は、自分が引き継ぐ

場合の立場で回答しているのか、引き継がれる立場で回答しているのか、どちらなんですかね。

○大場課長 こちらは引き継がれる立場になります。

○石堂副主査 ああ、そうですか。だから引き継ぐ側からすれば、随分長い間おつきいさせられるんだなという感じを持つという中で、この回答が分かれているという理解ですか。期間そのものの設定に、理解できる、できないということはあまりないと思うんです。やっぱり長さだと思うんですよね。この必要性は理解できるというのと、理解できないというのに分かれています、これは両方とも自分が現行事業者であって引き継ぐとした場合という立場で答えているという理解でいいんですね。

○大場課長 はい、そうです。

○石堂副主査 そうすると、次のところでちょっと気になるのが、引継期間で発生する費用は新たな受注者負担であることは理解できる、できないというのがあるんですけども、この「新たな」という言葉がちょっと気になるんですけども、これは契約時に書いていなかったのに、引き継ぐときの経費はあんたが持つんだよということが途中で出たということなんですか。要は、何をもって新たな負担だというふうに回答しているのかということだけなんですかね。

○大場課長 まずこれは、新たな受注者が負担するという意味なんです。

○石堂副主査 既存の業者がいて、新しい業者が今度受注することになった。そうすると、新しく入る業者の負担で引き継ぎが行われるという内容なんですか。

○大場課長 はい、そうです。

○石堂副主査 そうですか。それが普通だったかどうか、ちょっと今あれですけども。そういう中で、新たに受注するであろう業者が、そんな費用を持たされるのはいかなものかというふうに答えていると。あるいは、いいだろうと思うと、答えが分かれているという。

○大場課長 はい、そうです。ただ、ここの箇所については、ちょっとこちらも丁寧さが足りなかったなとは思ってまして、受け取った企業さんは、見積もりに入れてはいけいのか、受注者の引き継ぎの費用も見積もりに入れていいのかというところが、多分わからなかったのかなと思っいてまして、そこをはっきりさせてあげれば、ここの回答はちゃんとおわかりいただけたかなと思うんですが、ちょっとこちらのほうが、我々の記載ぶりがちょっと曖昧なところだったかなというふうにちょっと反省してございます。

○石堂副主査 それはもうはっきり記載すべきだったと思いますね。

○大場課長 はい。

○稲生主査 よろしいですか。

○引頭副主査 ご説明ありがとうございます。何点かありますが、まず簡単な質問から御願います。今回アンケートをされました、もんじゅ核物質防護警備業務というのは、先ほどご回答の②のところ、競争性があるものもあるようだというご回答だったと思いま

すが、この業務自体は、競争性のある、要するに一般競争入札ですか。

○大場課長 こちらは、従来は特命契約で実施してございました。

○引頭副主査 指名競争入札ですか。

○大場課長 特命です。

○引頭副主査 そうですか。アンケートの直前も、特命入札だったわけですか。

○大場課長 ちょっと申し上げますと、昨年度までは特命契約でやってございました。27年度契約まではですね。

○引頭副主査 今年度はどうですか？

○大場課長 28年度は、形としては公募を一度行いまして、公募で技術力のある企業さんを選定した上で、その選定した企業との間で指名競争という方式をとりました。

○引頭副主査 では、2段階でしたわけですか。

○大場課長 使用者そのものに秘密情報がございますので、これを不特定多数の人に、例えばホームページで公表するということはできませんので、それでなおかつちょっと競争性を持たせるということで、一旦技術要件だけで公募しまして、それでそこをクリアした企業さんとの間で守秘義務を結んだ上で指名競争するという方式を考えた次第でございます。その結果としては、公募の段階では、結果としてはやはり1社しか応募者がいらっしやらなかったということで、このアンケートをとったわけでございます。

○引頭副主査 最終的に指名競争入札の対象者となった入札資格者といえますか、そうした事業者さんは何社ぐらいだったんですか。

○大場課長 今回、公募で来た者は1社……。

○引頭副主査 いえ、そうじゃなくて、最初公募で来た人たちから技術点の高い人たちをもう1回セレクトして、その人たちに対して指名競争入札したとおっしゃいましたよね。その指名競争入札の対象になった事業者は何社いらっしやったんでしょうか。

○大場課長 指名競争にたどり着いてございません。公募の段階でちょっと中断してございます。

○石堂副主査 要するに、最初から1社しか来なかったと。

○大場課長 はい、1社しか来なかったということで、公募の段階でちょっと中止してございます。これが複数社ございましたら、2社あれば2社の指名競争、3社あれば3社の指名競争で実施しようと考えておったんですが、結果的には公募で1社しか手を挙げてこなかったということで、ちょっと中断してもう一度再検討しようということでございます。

○引頭副主査 済みません、ということは、このアンケート対象54社になっていますが、もともと技術点といった評価からみれば、既にこのもんじゅの核物質防護警備業務に対しては、資格要件がない事業者がほとんどだったわけですか。この54社の対象者というのはどういうユニバースなんでしょうか。

○小佐古専門委員 済みません、今のにに関して。専門委員の小佐古です。私のところでも

極めて高い濃度のウラニウムを持っていて、やったことが何度もあるんですね。だから、最終的に業者が決まって作業をやることが決まると、我々もそうですけれども、守秘義務の誓約書を出すとか、そういうことをやる必要があるんですね。ですから、派遣される人のバックグラウンドですね、借金をいっぱい抱えているとか、そういうところまで要求されますので、その意味でいくと、警備の中でもちょっと特殊なケースになるんだと思うんですね。それを考える上で大変参考になるのがこのアンケートでして、これは指名で名前も書くのによく返事されたなと思って感心しているんですけれども。アンケートの対象の54社のうちの10社ぐらいが挙げてありまして、これは従前そういう核物質防護、核防関係で仕事をやったことがある会社という意味で挙げられているんだと思うんですけれどね。だから、さっきのご質問は、多分事前に説明しなくても、守秘義務とかそういう文書の開示をしちゃいけないとか、そういうことが初めからわかる会社という意味で言われているんだと思うんです。

今の件だけについてはそうですけれども、続けてしゃべっていいですか。あるいは、今の件で続けてご質問があるんでしょうか。

○引頭副主査 では、先に。そういうことでしたらわかりました。つまり10社は、過去に経験があると推測される警備会社ということですから対象かもしれないけれども、44社については、一応枠を増やしたいということでアンケートされたというのが意図だという理解で、よろしいですね。

○大場課長 はい、そうです。

○引頭副主査 それは前提の話なので。そうであれば、これはちょっとアンケートを拝見していると、公募公告の中身がわかったとおっしゃっている事業者が非常に多かったのですが、よくよく見ると、言葉遣いがわからないといったことなどいろいろ書かれていました。その中で、資料2-1の①のところに、入札の説明会の導入を検討したいと記載されています。これは非常にありがたいことではありますが、説明する内容は特に特殊業務についてわかりやすくするというお話でした。②のお答えのように競争性があるものがあつたというのであれば、特殊性を説明するというより、むしろ特殊性が一部であり競争性があるといったことを説明して、さらにアドオンとして特殊な手続が必要だという御説明の仕方のほうが良いのではないのでしょうか。特殊性を説明すればするほどハードルが上がるような気がしたのですが、いかがでしょうか。

2つ目が、③に契約監視委員会に対して、市場化テストで取り上げた案件について取り上げるように図っていきたいというお答えでしたが、おっしゃるようなアプローチも1つの手ではあるとは思いますが、前回こちらから申し上げたのは、市場化テストの方で申し上げたいいろいろな論点を、競争性があると見られる契約書、つまり仕様書の中に取り入れることを検討していただきたいというのが一番のポイントでございます。一つ一つの案件に対してできた、できないといったご判断を御願ひしているのではなく、全体に広げてほしいということですが、いかがでしょうか。以上2点です。

○大場課長 前日も申し上げたような記憶はございますけれども、いわゆる市場化テストの実施要項で経験した中身を、市場化テスト以外の契約につきましても取り入れるところは取り入れて、水平展開といいますか、広げていきたいというふうに考えてございまして、それに伴って、こういった標準仕様書の中でも、市場化テストで我々が経験した中身を取り入れてよりよくしていくということで、今後進めていきたいと思っておりますし、その直した中身で社内的に周知をして、今後点検表なりで反映されているかどうかというのをチェックしてまいりたい、確認してまいりたいと思っております。

○引頭副主査 今回点検表を見せていただきましたし、非常にその点は評価させていただいております。ただ、契約監視委員会が、今後契約書のチェックの中心になっていくと思いますので、委員会にに対して、できた仕様書をただお見せするのではなく、今おっしゃったようにいろいろな契約に対して波及させていくというのであれば、その点について委員会と具体的に情報の共有というのを図っていただいた後に、各案件を見ていただくというような仕組みにはできませんかという、そういう趣旨でございまして。

○大場課長 おっしゃるとおりでございまして、実はこの点検表につきましても、前回の契約監視委員会の先生方にも見ていただきまして、その上で周知・展開を図るということで共有させていただいているところでございまして。ちょっと違いますか。

○引頭副主査 この契約点検表は、着手されたことは高く評価をしますが、この内容で果たして十分かどうかというのは、また別の話かと思っております。ですが、具体的な内容について、契約監視委員会のほうでも情報共有されるという理解でよろしいですね。

○大場課長 そのとおりでございまして。

○引頭副主査 わかりました。あともう一つ、特殊性の説明ではなく、特殊でないことの説明のほうの方が重要ではないかという点についていかがでしょうか。

○大場課長 両方説明してくるかなというところで……。

○引頭副主査 もちろん、力点の置き方の話だと思っておりますが。

○大場課長 難しいことばかり申し上げても敬遠してしまうと思っておりますので、そこはちょっとうまい言葉が出ませんけれども、わかりやすくといいますか、とにかく1社さんでも応募する意欲になるような説明の仕方を努力してまいりたいと思っております。そういった難しいことだけではなくてですね。

○引頭副主査 済みません。言葉遣いとか説明のわかりやすさもさることながら、市場性があることについて理解を深めるようなご説明をお願いしたいというのが主旨でございまして。特殊性というのは市場がないということですし、特殊ではないということは市場があるということだと思っております。今回は②のご回答で、市場性がある業務はあるというお話でございましたので、その点についてもきちんと説明していただきたい。つまり、市場性があるということについても御説明いただきたいということでございまして。

○大場課長 承知しました。

○引頭副主査 ありがとうございます。

○稲生主査 小佐古先生、いかがでしょうか。

○小佐古専門委員 では、私は5点ほど。一番最初は、やはりどういう姿勢でやられますかということにやっぱり工夫が要るんじゃないのかなと思うんですね。このアンケートを見ると、これは読んでここで私、忘れますけれども、以前警備のご提案をさせていただいた関連企業があるので、必要はないと言われたですとか、あるいは、地元企業や関連企業の独占状態にあり入る余地がないと感じているというくだりがあるんですけれども、やっぱり応募される方に、最初からそういうふうな雰囲気をばらまくというのは、今の時代はやっぱりよろしくないんじゃないのかなと思うんですね。原子力の黎明期の時期は、関連する人も少ないですし、いろんなことを知っている人も少なかったですけれども、今は核物質防護でも、10社も20社もそういう経験があるところが増えているわけですから、やっぱりどういう姿勢でやられるのかというのは、工夫していただけたらと思うんですね。それが1番目です。

2番目が、一番最初のご質問にあって、公募について知っていたかというのを、無記名のところで問われているんですが、従前ですと事務室の前の掲示板に、これがありますとかと張って、後は資料取りにきてくださいというような感じが多かったりもしていたんですけれども、やっぱりホームページで公開していただくとか、部分的にはこの中を見ると、この警備業協会に情報提供をお願いしたいとか、そちらに声をかけてほしいというのがありますので、ぜひ積極的に声をかけていただくと、説明会をせっかく実施されるところができていますので、非常に全体のバランスがよくなるんじゃないのかなというふうに思います。2番目の点です。

3番目ですけれども、引き継ぎのところがあって、70日は私のところでもいろんな誓約書を書く、守秘義務を書くというようなので引き継ぎをやったこともあるんですけれどもね。だから、引き継ぐというのは、つまり業務の内容とか、周りの環境を明確化しないと引き継ぎができなくなるんです。だから、何となく1日の点検をやって無事でしたというのじゃなくて、点検項目はこれで、上司に当たる人がどういう形で確認して、関連したマニュアルはどこにあって、それはどういうふうに見るんだという仕事の定式化ができると、人が変わっても、多分我々の感覚だと2サイクルですね。大体1週間1サイクルぐらいですから、2サイクルぐらい引き継ぎがあれば、大体変わってもやれました。ちょっと僕らの場合には事業所が小さいから、もうちょっと要るのかもしれないんですけれども。引き継ぎは、質問がありましたけれども、大体次の人が負担するのが常識だったものですね。次の人が自分の会社持ちで人を送って、それで引き継ぎをやっていただくということが普通ですから、それは特には、70日もあればこれは十分、ちょっと十分過ぎる。もうちょっと短くてもいいんじゃないのかなという気はいたしますけれども。

つまり、少しやられ始めていますけれども、関連したマニュアル類をちゃんと番号をつけて整理をすとか、さっきの点検リストも全くそうなんですけれども、そこら辺の仕事を定式化して、何をお願いしているのかがはっきりしてくると、頼むときにも頼まれると

きにも引き継ぐときにも、全てがスムーズに行くようになるというふうな印象があるし、既にやられ始めていますから、ぜひそのところをやっていただいたらいいんじゃないのかなと思います。

それから、4番目ですけれども、人材です。実は原子力業界は、福島の事故があってから、非常に警備業務とかそういうところでものすごく人が足りなくなっているんです。だから、1カ月ぐらいで落としてすぐ人をかき集めてというのはなかなかつらいんじゃないのかなと思うんですね。だから、こういう仕事があるというのはなるべく早い時期に、この時期には1カ月ぐらいで公募に入りますよということを、どこかで教えてあげるといいんじゃないかなと思うんですね。一番楽なのは、さっきの協会みたいなところに、例年この時期には公募がありますというふうなお話をさせていただいておいたら、関連の人は、よし、じゃあ応募するからこういう手配でということがわかるんじゃないのかなと思います。

それから、5番目は、アンケートの中に再委託みたいなことを書いてあるところがあったんですが、ちょっと核物質防護とか、機微に当たるようなところを再委託というのは普通はやらないんですから、この警備業務というのは、ちょっとほかの警備と少し性格は違って、さっきまさしくおっしゃられた手順でよろしいんだと思うんです。何社かを選ばれて、その中で技術要件を見られて、いろいろなことが決まって、細かいことの相談に入ると。最後は守秘義務とか、開示できないような書類とか、それを決めて確認して、会社に責任を持ってもらうということですから、あまり規模の小さいところとか経験のないところというのは、かなりつらい。つらいというか、かなり難しいんじゃないのかなという印象は持ちました。ただ、ある程度の規模の会社で、そういうところをやっているところも、ここで挙げられただけでも10社ぐらいありますので、ぜひ競争していただいて、いい成果を得られるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○稲生主査 何かコメントありますでしょうか。

○大場課長 どうもありがとうございます。公募の周知としましては、警備業界さんには出向いて、加盟企業さんに公募のご案内をしていただきたというお願いはしてきたところでございます。この件につきましても、東京新宿に警備業さんの本部がございしますが、そこに出向いてご案内をしてきたところではございましたが、やはり1社さんしか来なかったという事実がございました。

あとは地元企業さん等の意見があったかとは思いますが、なかなか福井地区というのは電力さんも多くございまして、電力さんの場合には、あまり競争という概念がなくて、どちらかというとな随契に近いような形でやられているというふうにはちょっとお聞きはしてございまして、そういった関係なのかなというふうには思っております。

あと、再委託につきましても、当機構としましては、やはり自社員の警備員さんを1つ条件にはしてございます。そういった関係で、いろいろこのアンケート結果でご意見をいただいておりますので、こういったところを次年度に向けて、取り入れるところは取り入

れていきまして、次の公募に反映させていきたいということでございます。以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。それでは、時間がちょっと押しておりますので、次の論点に移っていききたいと思います。

それでは、次に、個別の話になりますけれども、機構さんにおけます調達改善に向けた取り組みの実効性、これを具体的な業務をもとに確認をさせていただきたいと思っておりますので、まずは地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務についてご説明をお願いしたいと思います。ちょっと時間の関係がありますので、簡潔で結構ですので、お願いをしたいと思います。

○亀井部長 わかりました。私、基盤技術研究開発部というところにおります亀井と申します。よろしく申し上げます。茨城県の東海村のほうでございませう。

それでは、資料2-2の1ページから順番に、簡潔にということでご説明を申し上げます。まず、請負をお願いしております業務の内容でございませうが、真ん中に絵がございまして、地層処分の研究開発ですが、そもそも地層処分については、再処理施設で分類される高レベル廃液をガラスと一緒に混ぜて固めて、これをオーバーパックと呼ばれる金属製の、鉄製ですけれども、容器に入れて蓋をして溶接をしたものを、これは法律で決まっていますが、地下300メートルよりも深い深度のところを持ち込んでくると。このオーバーパックと周囲の岩盤との間の隙間のところを、緩衝材というしておりますが、粘土質の物質で充填をします。こういうふうにも何重にも囲んで、包んで処分をしますということになります。

ガラス固化体、オーバーパック、緩衝材合わせて人工バリア。そして、人工バリアを含めた近傍——後で用語が出てきますので申し上げますが、ニアフィールドというしております。それから、岩盤のほうは天然バリアといいまして、ニアフィールドの外の領域をファールフィールドというしております。

やっている業務は、処分後に、放射性物質が水に乗かって、やがて人間の環境まで到達してくると。やがて地表で人間がどのぐらい被曝をするのかと、こういったことが安全の指標になっていて、放射性が動いていく途中に、この人工バリアがどんな振る舞いをするのかとか、岩盤の中でどのぐらい放射性物質が捉えられるのかとか、そういったデータをとって、これを実際、数学的なモデルで表現をしまして評価をしていくと。粗々こういうことも研究の手段としております。これに係る実験作業でありますとか分析業務であるとか、あるいはこれに必要な施設の維持・管理等々、こういったことを請負業務としてお願いをしているということが、概括的な内容であります。

扱っております施設が、1/30から順番に書いてあります。地層処分基盤研究施設、①です。それから、次のページ、2ページにいただきまして、地層処分放射化学研究施設でございませう。それぞれの施設ではどんなことをやっているのかというのは、大体その写真でございませう。それから、②の地層処分放射化学研究施設は、実際の放射性核種を使って、グローブボックスといいますけれども、ゴム製の手袋がいっぱいくっついてるボックスがございませうが、この中で実験をします。これは特殊なボックスでございませう。

て、窒素を吹き込んで、酸素の濃度を1 ppm以下に抑えているということです。これは地下環境が埋め戻した後、還元環境になるので、そういう環境を模擬して化学実験をやるのに、今、そういう作業が必要であります。同時に放射性核種の漏洩を防ぐために、箱の中を、負圧といたしまして、大気圧よりちょっと減圧してございます。ですから、減圧することと、それから酸素の濃度を低くすることと、相反することを両立させるので、極めて特殊なボックスであって、そういうところで実験をする必要があるということでもあります。

それから、次の3ページにまいりまして、③高レベル放射性物質研究施設という名前の施設でございますが、ここでは再処理工場から持ってまいりました、実際の高レベル放射性廃液を、試験用、実験用にガラス固化をしまして、そしてガラス固化体をつくって、その試料を用いて放射性物質がどのぐらいの早さでどのぐらい漏れ出すかとか、そういった実験をしています。線量が高いので、セルとっておりますけれども、そういういわゆる箱の中で、部屋の中で実験をするんですが、人間はコンピューターといたしまして、外から厚さ70センチの鉛ガラスを介して中を見ながら操作をします。これはかなり熟練の必要な作業ではあります、こういったことも一部やっているということです。

それから、ガラス固化体の中に、一部やはりどうしてもプルトニウムとかウランとか含まれるものであります。プルトニウム、ウランは回収するものですが、固化体の中にも若干含まれる。そういうことで、プルトニウムの挙動のデータが必要だということで、こういうプルトニウム燃料第一開発室という施設の中のグローブボックスを使って、プルトニウムに関するデータ取得をしているということです。そういったことを、4/30ページで全体像をごらんいただきますと、施設それぞれどのようなことをやっているのかということをごらんいただけたらと思います。

それから、次のページから、5/30ページから申し上げますと、これが実際に、今、粗々申し上げましたけれども、具体的な請負作業としてお願いをしている業務を個別具体的に記入してございます。大きくローマ数字で、地層処分研究に関連する業務ということで、全体が地層処分には違いないんですが、まず全体的に包括的な施設の運転管理に関すること。それから、処分試験といたしておりますけれども、特にここでは試験の計画等々、そういったこと。それから、実際、実験等に使用します放射性同位元素であるとか核燃料物質。これはプルトニウム、ウランですが、その管理に関する業務。それから、Ⅱ、天然バリア中の水理物質移行ということで、岩盤中の地下水の流れとか、あるいは地下水に乗っかって放射性物質等が移行するといったことの実験解析業務、これが1つのくりになっています。

それから、6/30ページへいただきますと、人工バリア材とニアフィールド。つまり、処分場及びその近傍ですね、ニアフィールドのいろいろな人工バリア。例えば、粘土でありますとか、オーバーパックという鉄製の容器でありますとか、そういったことに関する実験です。例えば、容器の金属の腐食速度の測定とか、人工バリアの力学的な特性の変化でありますとか、そういったことを実験作業として行っているということでございます。

ます。

それから、IVですけれども、地層処分研究のうち、基盤研究に関する管理業務ということで、施設全体の管理業務を一部お願いしているということで、LANシステムとかパソコンサーバー等々そういったことの維持管理。それから、保安教育・訓練等々、これらも一部含まれてございます。そんなことが大体全体像でございます。

次の7/30ページに、一般競争入札ということで公告をしております。それから、8/30ページですけれども、入札参加資格要件等、ここに記載してございます。それから、9/30ページは、これに必要な提出資料として求めているものでございます。

10/30ページ以降ですけれども、地層処分研究開発に関する試験等に係る業務請負仕様ということで、これが業務請負の名称でございますが、ここで案として、これまでのご指摘、ご指導等踏まえて、ちょっと改良点も含めて要点のみご説明申し上げますが、12/30ページで、特に黄色のところですね。業務範囲について、より詳細にわかるようにということで別紙を設けて表示をしていると。これが19ページ以降であります。具体的には、これまでご説明申し上げたような業務について、説明してございます。それから、対象施設についても、先ほど申し上げましたように、関連する施設が4つにわたっておりますけれども、ここで行っていただくということにしてあります。施設の概要とか、構内の配置図です。東海村にあります核燃料サイクル工学研究所という、私どもの研究所がございましてけれども、その中の配置図とか位置図、平面図等が示してあります。

それから、次の13/30ページについては、具体的な施設の名称の繰り返しになっております。それから、要員です。一番下のほうです。13/30ページの7のところですが、概ね25名程度ということで、そこに大体どのくらいおおよそ必要かということが書いてありますが、8.のところ、これらの方々を求める業務に必要な資格、それから、それぞれ大体どのくらいの方が必要かということもあわせて記しております。クレーンでありますとか、それから放射線業務従事者の指定を受けていただくこととか、これらの資格等、あるいは講習の修了認定が求められるということでございます。

それから、15/30ページでございますけれども、これは提出書類等でございます。それから、16/30ページも、従っていただく法令とか規則類を明示しております。

それから、次に17/30は特段、そこにあるとおりでございます。検査員、監督員ということでございますが、それぞれの部署の課長級が検査員になってございます。グループリーダーというのは課長であります。18/30ページは、特段申し上げることはございません。

それから、先ほどちょっと個別の業務について詳細にということで、別紙を設けたということで申し上げましたけれども、ここに改めて、例えば施設、設備の運転管理に関する業務として、具体的にこれだけの業務がございましてということで示してございます。そこでちょっとごらんいただきたいのは19/30ページですけれども、大体全体の施設の維持としては、そもそも換気・空調等も含まれます。それから、高圧ガスですね。先ほど窒素ガスを吹き込むと言いましたけれども、そういったガスの管理です。それから、電気・計装、

それから排水。それから、私どもは分析装置をたくさん持っております。SEMとかXRDとか書いてありますが、これは分析装置の名称の略称であります。こういったものの運転で、これもかなり特殊な技能が必要です。習熟するのに相当時間がかかるものではございます。それから、クレーンとか、こういったことが必要になってまいります。それから、施設の防火・防災等、これも当然のことながらご協力いただくということでございまして、仕様の中に含まれているということでもあります。

それから、20/30ページも同じように、必要なことが記入してございます。あとずっとそこにありますように、具体的にはこのようなことが求められるということが書いてあります。ちょっと時間の関係で、詳細は省かせていただきます。

それから、28/30、29/30は後ほど説明ということがあるかもしれませんが、ちょっとこれは端折らせていただきます。

それから、最後30/30ページですけれども、およそ過去3年の契約状況についてまとめたものでございます。以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見のある先生方へご発言をお願いしたいと存じたいと思います。いかがでしょうか。

○早津専門委員 説明ありがとうございます。ちょっと内容について教えていただきたいのが、今説明いただいた19/30の中で、施設の防火・防災に関する業務、その他施設の運転管理に付帯する業務とあるんですけれども、これはどういうものを具体的に想定しているのでしょうか。

○亀井部長 済みません、ちょっと聞き取りにくかったので、施設の防火……。

○早津専門委員 施設の防火・防災という記載がありまして、あとその下に、その他施設の運転、これは施設の防火・防災に関する業務というのは、どういう業務を指しているんですか。この後、結局趣旨としては、施設全体の管理というような内容に、一般的に防火・防災というふうにすると、警備の人がいるとか、あと防災との関係であれですかね。清掃とかも入るんですか。そういう施設管理について、先ほどちょっと趣旨で、総合管理業務のようだ、施設警備という内容ではないというようなご意見もあったので、この施設管理というものに何が含まれていて、何が除外されていて、ほかに競争がされているのかというところを教えていただければと思ひまして。

○亀井部長 わかりました。まず施設防火・防災等についてでございますけれども、当然のことながら私ども、火災というものを絶対発生させないようにしなければいけないということです。それで、そのために必要な訓練等行っていると。それは当然のことながら、常に常駐してくださっている請負の方々にも協力を求めるということでもあります。それから、そういう施設、訓練等も含めて、そういう防火管理の体制を私どもは組んでおりまして、その中にこの請負の方々も入って役割を持っていただいているということが1つございます。

それから、その他の施設の運転管理に対する付帯業務というのは、ユーティリティですね、水とか電気とか、そういったいわゆるインフラといったものがどうしても必要でございまして、その管理に関するをお願いしていると、そういうふうにご理解いただければと思います。

○早津専門委員 そうすると、そこは普通は、これもあれなんですか、そういうユーティリティとかというのは、一般的なビル管理と同じような理解の部分があるということなんですよ。

○亀井部長 そのとおりです。そういう面が含まれているということです。

○早津専門委員 済みません、あともう1点、26/30で、情報セキュリティ整備に関する業務とか、あとLANシステム、パソコン、サーバー、電算機器の維持管理とあるんですけども、これはシステムをつくっている方がほかに誰かいらっしゃる。そのシステムの管理を一括で同じようにやってもらうという、そういうことなんですか。

○亀井部長 そうです。情報セキュリティの管理を、そういう担当の方を設けてお願いをしているということです。ですから、職員一人一人、例えばパソコン等持っておりますけれども、そういったことの情報セキュリティの管理を行っていただいているということです。

○早津専門委員 この辺はそうすると、こういう核燃料の特殊性というのとはまた別の分野の業務という理解でいいんですか。

○亀井部長 はい、別です。ここで言っているのは、いわゆる情報セキュリティのことでございまして、核物質の実際の管理とはまた別のものがございます。

○早津専門委員 この施設管理と1つにして、こういう個別に一般の警備業務に当たるような、施設管理に当たるようなものとか、システム管理に当たるようなものを分けない理由というのは何かやっぱりあるんですか。

○亀井部長 これ、なるべく要するに発注の統合化というような流れの中で出てきたものでございまして、ちょっとそこは済みません、契約部のほうから、発注の合理化といったような観点でご説明いただくとありがたいと思います。

○稲生主査 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

小佐古先生、いかがでしょうか。

○小佐古専門委員 仕様書にいっぱい書いてあって、まず見せていただいたときに、何人ぐらい出せばいいのかなというのがよくわからないというかね。やっぱり我々のところでもやるんですけども、研究補助みたいな感じだったら、やっぱり卒業された人を個別に雇うみたいな感じになるんじゃないのかなという気がしますね。だから、保守管理とか、単純作業的なものと、研究補助的なものがごっちゃになって書いてありますよね。資格のところもいっぱい書いてあるんですけども、私も玉掛けとかいっぱい持っておりますが、どこのところで働く人はこれが要るとか、そういうふうに書いていただかないと、これで応札しろと言われても、昔働いていて、あそこは事情は知っているよねという人しかわか

らないというんじゃ、ちょっとやっぱり公募の書類としてはまずいんじゃないのかなという気がします。応札するほうがどこにどういうタイプの人を何人張りつけるから、どれぐらいのお金が必要ということは、このままの書類じゃ評価ができないんじゃないのかなという気がしました。だから、予算の加減とかいろいろあるんでしょうけれども、研究者側のほうからしたら、こういうことをやってほしいというので、研究者が出す書類としてはこのレベルでいいんだと思うんですけれども、だから事務側がまとめて公募とか発注かけるときには、少し交通整理して、単純作業で広く求められるところと、特殊な能力が必要ようなところというのを少し整理して、場合によったら3つか4つぐらいに分けて発注というのにしないと、これを見せられて、はい、どうですかと言われても、多分お金の積算はできないんじゃないかなという気がしました。

○稲生主査 ありがとうございます。どうぞ。

○石堂副主査 最後の資料2-2の③のところに、契約状況等ということで、25年度から28年度まで数字があるんですけれども、これ、支出金額の欄、25年度に対して28年度は4割ぐらい増えているんですよ。こういう表を掲げるときには、要するに、新規に入る業者が過去どのぐらいの契約額だったかを見るための表なんですけれども、途中で業務の増があって増えているのか、何かほかの要因なのか。せめて支出金額をある程度事項別なり、あるいは人件、物件なり、なにか分けて表示するとかしないと、漠然とこの数字だけ見てもあまり参考にならないと思うんですけれども、これはなにかこれ以上の細かい数字とか、その要因を示すのについては何か問題があるとはあまり思わないんですけれども、何かあるんですかね。

○亀井部長 金額が増えた理由ですけれども、端的に言いますと、人が増えた。今まで従来、2つの契約であったものを1つにまとめた結果、こういうふうに人が増えて、金額が増えたということでもあります。

○石堂副主査 ということは、25年度の1億4,400万という中には入っていない業務が、ああ、27年で大きく変わるんですかね。ここで契約内容がいわば変わってますよということですか。

○亀井部長 従前2つであったものを1つにまとめたという意味で、変わったということでございます。

○石堂副主査 そうすると、そのことはどこかに書いておかないとわからないですよ。

○亀井部長 わかりました。

○石堂副主査 そのようなことで。

○稲生主査 よろしいでしょうか。今、いろいろ意見が出ました。時間の関係もあるので、やや議論をまとめさせていただくと、読ませていただいて、印象的なことと言うと、確かにごく一部分はされているというふうに考えています。例えば、別紙1のような業務内容の詳細表をつけていただいて、言ってみればこういう業務内容の展開が必要ですよということ書かれてはいるんですが、肝心なことが追記事項みたいな形になっていて、要はさ

つき小佐古先生がおっしゃったような、新しく参入する方がこの表を見て、具体的にどういう人員体制とか、コストがかかるかとか、積算できるかという、やっぱりこれは難しいのではないかなど。申しわけないんですが、まずそういう印象を持ちました。あくまでも新規の参入を増やしていただきたい、我々もそう感じているところなんです、そのところがちょっとまだ不足しているのではないかと、大変失礼ながら考えているのがあります。

それから、あと重要なことは、例えば15/30ページの検収条件のところを拝見しますと、仕様書の定めるところに従って、まあまあ認めれば業務完了とあるんですが、肝心の質ですね。今回、試験に関する業務等は存じておるんですけれども、じゃあ一体どういう質を求めてよしとしていくのかという、その部分を我々、展開させていただいている市場化テストでは最も重要な部分だというふうに考えているんですね。ですから、そういう全体の作業に係るボリューム感であるとか、あるいはどういう質を具体的にお求めになっておられるのかとか。あと技術的な話を申し上げれば、18/30ページの最後のところに、本来は引き継ぎに関する情報とか、つまり新しく参入される方がどういうタイミングで引き継ぎをするのかしないのかとか、その場合、一体どのぐらいの時間をかけていくのかとか、そういった情報も結構我々が市場化テストの仕様書を見るときには重視している部分なんです。

ですから、大変申しわけないんですが、ちょっとこのいただいたものでいいのだろうかというような、逆に言うとちょっと素朴な疑問をいろいろ感じるようなところがあるなというふうに、今の段階では、抽象的ではございますが、お伝えをしておきたいなと思っております。

済みません、ちょっと時間がありませんので、この件については一旦議論をとめさせていただきます。

○亀井部長 どうもありがとうございました。

○稲生主査 続きまして、燃材施設のユーティリティ運転管理に係る業務についてご説明をお願いしたいと思います。説明については、できるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。

○赤坂課長 それでは、大洗研究開発センター福島燃料材料試験部集合体試験課の赤坂のほうからご説明いたします。燃材施設のユーティリティ運転管理に係る業務についてということで、1枚めくっていただきまして1ページ目から、この業務に関する概略の説明を書かせていただいています。

この業務は、福島燃料材料試験部が所掌しているものの中で、照射後試験施設として4つ建物がございます。こちらに書いてありますけれども、略称といたしましてはFMF（照射燃料集合体試験施設）、それから照射材料試験施設のMMF、それから第2照射材料試験施設のMMF-2、それから照射燃料試験施設（AGF）と、この4つの照射後試験施設がありまして、こちらではいわゆる「常陽」であぶった照射燃料集合体の照射後試験を行

うということで、核燃料物質の使用施設の政令第41条該当施設というような施設になっております。

こちらの施設は、高速炉の燃料の研究開発、試験を行う施設ということで、常時負圧の管理というものが求められているような施設でございます。この常時負圧の管理も含めて、この施設の維持管理をするための施設のユーティリティ設備、具体的に言いますと換気設備、電源設備、それから給排水設備等の、この後付帯設備と呼ばせてもらいますけれども、そのような設備の運転管理業務、それから点検等を行うというようなものになっております。こちらにつきましては、炉規法とか、高圧ガスの製造設備とかもありまして、一般の高圧ガスの保安規則とか冷凍則とか、その辺の法律上の縛りといいますか、そのようなところで運転をしていかなきゃいけないという形になっております。

この業務の内容としては、大きく5つございます。1つ目は、この付帯設備の運転、それから監視ですね。この付帯設備というのは、365日24時間運転を続けているものですので、それを監視していくというような業務がございます。

それから、日常巡視点検というものを行っております。毎日原則1日2回、休日等は1日1回とかですけれども、そのような形で日常巡視点検を行っております。それから、年に1回とか月に1回という月例点検であるとか年次点検、その辺も行っております。

それから、付帯設備の自主検査というものも行っております。こちらのほうは法の規定等に定められている定期的な自主検査とか、その他の年に1回行う、点検とは別の検査という形で行う業務もございます。それから、点検等に伴って不具合等が出てきましたら、保守とか補修、その辺を随時行う必要がございますので、その辺の業務も含めているというものです。

それから、核燃料物質の使用施設ということもありまして、いろいろ教育等を行う必要がございます。それから、何かあった場合、夜間・休日も含めてトラブルがあったりとか、地震があったりとか、そういうときには部内に通報連絡設備というのがありまして、その起動とかも行ってもらう形をとっておりますので、その辺の操作とか、そういうようなこともこの業務の中に含めさせてもらっております。

それから、後ほどご説明いたしますけれども、この契約の必要となるであろうと考えている人数ですけれども、16名というふうに想定しております。各施設、FMFで5名、それからMMFとMMF-2で5名。5名というのは、この両方の施設で5名という意味でございます。それから、AGFで6名という形です。

業務の発注範囲の考え方ですけれども、原子力施設の運転というのは、施設の安定安全運転というのが大前提でございますけれども、その中でも核燃料物質を取り扱う、プルトニウムを取り扱う施設ということで、セルといいますか、放射性物質等を内包している設備の中は負圧を維持する必要があるまして、それによって核燃料物質等を閉じ込めておくというのが絶対条件になっております。それを維持していくために、こちらの換気設備とか電源設備、この辺の付帯設備というものを運転管理していくというのが、この業務の発

注範囲になっております。

それから、質の検証ですけれども、日常から点検の結果とかが上がってきております。日常巡視点検の作業の結果とか、保守とか補修の作業の状況、それから週報とか月報とかいろいろ書類を出していただいていますけれども、その中身を確認しつつ、質について評価しているという形をとっております。

それから、3ページ目には、今ご説明したものをちょっと写真つきで簡単に、このようなものというのをお示しさせていただいております。上中下と3段組になっておりますけれども、一番上の段が各施設のいわゆる運転とか監視にかかわる業務の代表的な作業場所。これは我々、コントロール室とっていますけれども、施設全体の運転状況が中央監視のような形で見られる場所、コントロールできる場所というふうになっております。こちらでの業務。それから、日常巡視ということで、中段でちょっとフィルターユニットのところの写真を載せていますけれども、日常点検の業務とか、一番下のほうは排風機関係の自主検査とかを行うということで、各施設の排風機の状況とかの写真を載せさせていただいております。

それから、4ページ目から6ページにわたって、各施設の簡単な概要を1枚紙にまとめています。詳しくご説明するのはちょっと時間の関係で省きますけれども、外観の写真がありますが、このような施設の中に核燃料物質を閉じ込める、いわゆるコンクリートセルと言われている壁厚1メートルぐらいの部屋があって、そこの負圧管理をしている。あと、グローブボックスなども設置して、そちらの負圧管理も行っているというものです。

それから、7ページ目にいきまして、一般競争入札公告、これは28年度のものでございますけれども、公告状況。それから、8ページ目には入札資格要件、28年度のものでございます。それから、9ページ目は提出資料です。契約関係の情報を載せております。

それから、10ページ目から、いわゆる標準仕様書の改善の方向を受けまして、28年度に出したいいわゆる契約仕様書というものが、29年度ではどうなるかというのを、ちょっと見え消しのような形で作ったものを示しております。10ページ目、表紙ですけれども、表紙のところを取注のマークがついています。これは後ほどご説明いたしますが、いわゆる機構の構内の配置図とか平面図とかを追記という形の方ではございますけれども、施設の平面図とか核物質防護上の管理情報を含むこともありますので、そのようなケースには取扱注意というような形をつけさせていただいて、あまりむやみにコピーを取られるようなことは、核物質防護上好ましくないということで、ちょっとつけさせていただいています。

それから、12/27ページ目ですけれども、こちらについては真ん中あたりに3ポツあります。対象設備ということで、詳細は別紙1参照のことと、各施設の詳細設備について、別紙①という形でまとめております。それが21/27ページからになっております。各施設の概要ということで、建屋の階数、それから床面積、管理区域、非管理区域の面積、それぞれ分けて書いてあります。それから、施設の運転とはどういうものかというのを書いてあるのと、あと設備の内訳。換気設備であれば、監視盤から始まりまして排風機で、例え

ば何系統あるとか、吸気では何系統、そのようなことを細かく書いております。このような形で設備の規模感というのがつかめていただけるのではないかというふうに、今のところ考えているところでございます。それから、21ページから24ページまでわたって、各施設書かせていただいております。

それから、14ページまで飛んでいただきますけれども、業務内容について、28年度版に加えて少し詳細に追記をしております。例えば、真ん中あたりの赤字のあたりがそうなんですけれども、今まで運転状況は監視するようにと書いてありましたが、どのようなものかというのをちょっと詳しく書いています。例えば、換気設備、電源設備とか非常用電源設備等々の運転状況は監視しなさいとか、換気設備とか冷凍設備というのは、複数の系統を持っていますのでそれは定期的に切り換えなさいとか、そういうことを全体的に追記させていただいております。これが先ほど申し上げました、1の業務についてそれぞれちょっと細かく追記させていただいております。

それから、17ページに飛びまして、いわゆる作業に従事する要員数ということで、全体で16名程度、各施設で5名か6名というような形で書かせてもらっております。中身としては、いわゆる日勤者と言われている人、それから交代勤務者と言われている人それぞれ1名、日勤者1名、交代勤務者4名というふうには書いてはありましたけれども、交代勤務者につきましては、各直、3直にわたってそれぞれに1名を配置するというのを、今回明記するような形にしております。

それから、業務に必要な資格等につきましては、ここに書かせていただいているとおりで、放射線作業従事者とは何ぞやというようなことも、現在追記しようとしているところでございます。

それから、19ページ目のところに、私たちのほうもそれぞれいろいろ規定、マニュアル等に従って業務を行うようにというふうな形で、いろいろなマニュアル類を列記させてもらっております。それで閲覧可能とするような閲覧場所、方法を記載するという形になっていますけれども、マニュアルとかは相当ボリュームありますので、おそらくコピーをお渡しすることはできないと。あと加えて、核物質防護上の管理情報等も含むものもありますので、それについてはコピーもお渡しできないですし、場合によってはそのものはお見せできずに、概略だけご説明するというような形をとらざるを得ないものもあります。ですので、ちょっとこの辺はうまく書かなきゃいけないかなと思っておりますが、その辺についてはちょっと今後考えていきたいと思っております。

最後のほうへいきまして、あとは25、26ページ目はちょっと割愛させていただきまして、最後27ページ目に、これまでのいわゆる契約状況というのをまとめた表を載せております。ほぼほぼ毎年同様な感じで契約してきているというような状況になっております。説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。それでは、ご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見のある委員の皆様はご発言をお願いしたいと存じますけれども、いか

がでしょうか。

○引頭副主査 ご説明ありがとうございます。1点だけ確認させてください。17/27、17ページ目に、業務に必要な資格等といって、いろいろな資格が書いてあります。これを踏まえて、最後の27ページに、何度も何度も入札を繰り返し、ようやく落札した様子が書かれています。落札された方以外は、全て機構とは関係ない会社であるという記載があります。25年度は、そういう意味で機構さんと関係ない会社が1社、次の年が2社、1社、1社となっているわけですが、それぞれの年の機構さんと関係のない会社というのは、先ほどの業務に必要な資格を持っていて入札したのかについて教えてください。あわせて可能であれば、最低価格落札方式ということですが、落とせなかった事業者さんの札入れの様子、かなり高かったのか。競っていた形で、結果としてアSENDさんが捉えたのか、といった様子だけ教えてください。以上です。

○赤坂課長 済みません、ちょっと確認させてもらいましたけれども、一般企業の方も、いわゆる資格等は全部満足した状態で応札していただいたという、これまでの形。

○引頭副主査 それで入札に参加されたということですか。

○赤坂課長 はい、ですね。

○引頭副主査 ちなみに全て別の会社となっているのですか。私は1社さんがずっと25年から札を入れているのかなと思ったのですが、そうではなくて、毎年違う事業者が入れているということなのですか。

○赤坂課長 済みません、この契約先以外、どこが応札したかということですか。

○引頭副主査 そうです。つまり、応札社数が多ければ市場性があるということになると思いますが、同じ事業者が毎年入れているということになりますと、どう考えれば良いかと思ひ質問させていただいた次第です。

○大場課長 応札者は25年から28年ですが、26年だけが3社で、そのほかは2社で、その2社は同じ企業さんです。

○引頭副主査 26年以外では、相手の1社は全て一緒だということですか。

○大場課長 はい。競争相手先は一緒です。26年度だけが新たな別の応札者さんが入ってきております。

○引頭副主査 ずっと応札されて落札できていない事業者さんが1社いらっしゃるわけですが、応札価格がかなり高い状況だったのでしょうか。つまり、もう少し価格が高くないとその事業者さんではできないという感じだったのでしょうか。

○大場課長 申しわけございません、今そのデータは持ち合わせておりません。

○引頭副主査 結構でございます。ありがとうございます。資格は持っていたということですね。

○大場課長 はい、そうです。

○引頭副主査 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。

○浅羽副主査 私から1点、先ほどアンケートのときにもちょっと話題になっていた件なんですけれども、引き継ぎに関して、引き継ぎの費用負担等がどうなるかというのがどこに書いてあるのかわからなかったんですけれども、新しい者がもし変わった契約をされた場合には、そこら辺はどのようになるのでしょうか、この契約では。

○大場課長 資料2-3で申し上げますと、燃材施設のユーティリティ運転管理に係る業務でいきますと、20/27ページ、ここに(12)の記載がございますが、受注者は、本契約の期間終了に伴い、新規受注者に対して、機構が実施する作業マニュアルであるとか作業実施状況、安全管理の留意点などの基本事項説明の協力を行うことと。基本事項の詳細は、機構、受注者及び新規受注者間で協議の上、一定期間——これは3週間以内と定めております——を定めて実施するということとでございます。これにつきましては、引継期間の費用については受注者負担ということにしております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。受注者負担。それは常識的に読めというようなことでよろしいのでしょうか。

○大場課長 今、受注者負担とする旨は、相手方と別途覚書を結ぶ形にしてございます。

○浅羽副主査 済みません、あともう1点なんですけれども、先ほど最初的时候に、入札条件状況チェックシートをかなり詳細なものに変えられたということで、従前のものよりはるかにいいなと思っているんですけれども、その中に触れられていないことで、公告期間ですよね。アンケートでは、結構公告期間が長い短いどっちもありましたけれども、公告期間が適正に設けられているとか、そういうようなものがあるといいのかなと、最初に伺ったときに思ったんですけれども。何でそんなことを思ったのかというと、今回の公告期間も、長いのか短いのか何かちょっとピンとこなくて、適正にやっているんだろうとは思いますが、これで十分なのかどうかといったようなことについて、若干疑問を持ちましたので。チェックが多ければいいということでもないんですけれども、公告の期間、さっき言ったように、結構いろいろと声が出ていましたので、そうしたものも付け加えてもいいのかな、あるいはダブルチェックがされてもいいのかなというような気がいたしましたので、いかがでしょうか。

○大場課長 公告期間につきましては、今年度から、従来14日間であったものを20日間に延長してございます。20日以上公告期間をとることということで28年度から実施してきておまして、1週間延びたということで、これでまたしばらく効果を見たいというふう考えてはございます。

○石堂副主査 先ほど浅羽先生の引き継ぎのところ、私も引き継ぎの字がないなと思って見ていたんですが、先ほどご説明があったところで、ああ、ここで読むのかというのはわかったんですが、ここではやっぱり基本事項の説明という表現は、なかなか業務の引き継ぎというのとちょっとイメージが違うし、もう1点指摘しておきたいのは、なお書きのところ、先ほど説明受けたほうも全く同じなんですけれども、基本事項説明の詳細は、機構、発注者及び新規発注者間での協議云々と書いてあるんですけれども、要するにこれ

は引き継ぎですから、引き継ぎについて、最終的に新規に受注する人間が十分引き継ぎを受けられないという不安を残しちゃうとまずいですよ。そういう意味で、発注者が十分な引き継ぎを受けられるように、最終的に責任を持つんだということをきちんと書き込んでもらいたいんですね。そこは最近の市場化テストにかかってくるやつは、全部大体それにならっていただいているんですけども。要するに、引き継ぎというのは、最終的にきちんとした引き継ぎが行われたということを発注者が確認するとか、あるいは発注者が引き継ぎ全体について責任を持つとか、そういうことを書いてもらうことで新規にチャレンジしようという人が、十分な引き継ぎが受けられる保証があるということが読み取れるようにしていただきたいと思います。

○亀井部長 承知いたしました。

○稲生主査 では、小佐古先生、どうでしょう。ユーティリティの運転管理業務の仕様書関係をごらんになって、よろしければ印象をおっしゃっていただければと思います。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。Ⅰ直、Ⅱ直、Ⅲ直って書かれるなら、どういう加工になるかをもう少し情報を、ここまでやられているなら、何時から何時ぐらいとか書かれておいたらいいんじゃないかなと思いました。

○赤坂課長 済みません、それは13ページのところに時間は書いてあります。

○小佐古専門委員 別のところに。はい、わかりました。

それでさっきも質問があったんですけども、6ページの資格というのがあって、放射線作業従事者というのはよろしいんですけども、管理区域に入りますから。16人のうちの危険物の乙4類とか、ボイラーが2級以上が2人とか、高圧ガスの保安責任者が4人、かなり絢爛豪華で、現状でもこれぐらい用意しているんですか。

○赤坂課長 現状というか、今はこれが必要な資格ということで、こういう人たちに来ていただいています。

○小佐古専門委員 現状はこのぐらいの人数を用意しているということですか。

○赤坂課長 現状の人数ですか。

○小佐古専門委員 はい。かなりハードルが高いような。これだけ集めるんじゃ、かなり大変だなというか。

○赤坂課長 済みません、今、細かい実数はちょっと持ってきていないのでわからないんですけども、こちらに書かせていただいているような8名以上、8名以上、このような人数以上は、今この中に確保しているということです。

○小佐古専門委員 すごいですね。呼んで頼むのに半分以上が危険物とかいろいろ持っているというのは。これ、全部そろえるのはかなり大変じゃないかなという気がしたものですから聞きました。まあ、そろえていれば。

大体かなり条件はつきりしてあってあれなんですけれども、気になるところが2点ありまして、入札の方法が総価で行うということで、全体で16人で1人頭七、八百万ぐらいで行って、定常業務以外等については別途協議しというような書きぶりなんですけれども、契

約のことは私はよく知らないんですけれども、こんなものでよろしいんですか。これじゃあちょっと事情を知った人でないとおっかなくてできないとか、そういうことにはなりませんか。先ほどの総価方式と違って書いてありましたけれども、通常なんですかね、こういう。ちょっとあと、わかるようなら。

それで、かなり条件はつきり書かれていて、ここにこれぐらい要するというのでなかなか結構だと思うので、ここまで頑張って完璧にやれるんだったら、最後の画竜点睛を欠くじゃないけれども、入札説明会をちゃんとやっていただいて、こういうのはホームページにも書かれるというふうに書いてありますけれども、もうちょっと広報というか、周知を図っていただいて、説明会をやっていただいて、やっていただければいいんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

○稲生主査 ありがとうございました。専門ではありませんけれども、読んだ印象を、仕様書に関しては充実が図られつつあるのかなというふうに感じました。それで、そうはいってもさっきのご指摘にもありましたけれども、質をどういうふうに求めているのかというところが、業務、こういうことをするんだというのはわかっても、具体的に事業者さんにとどの程度の質を求めるのかというのが、やはり検収条件のところもそうなんですが、記載がなくて、これはやっぱり大事な箇所かなと思います。その点の記載がなかったりとか。あるいは、引き継ぎについてですけれども、同じような感じなんですが、明確な記載が見当たらないということもあります。そういったような形で、修正すべき点、改善すべき点はあるのかなと思いつつも、記述自体は充実してきているのかなというふうに感じた次第でございます。

このほか、よろしいでしょうか。それでは、時間が過ぎておりますので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

本案件は、公募等において競争性が指摘された事業として、透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込めないか検証する余地があると考えられることから、事務局において情報を精査の上、監理委員会において分科会のヒアリングを実施するとされた事業でございます。

今回、2件の業務を審議させていただきまして、機構様において検討を進めておられる姿勢は確認することができました。ただ、2件今回、ご紹介、ご説明いただきましたけれども、地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務、こちらのほうにつきましては、調達改善に向けた具体的な検討が、今の段階では十分とはまだ言えないというふうに考えております。同様の業務について、各拠点において調達改善の取り組みを広めていかれる際に、実効性が確保されるのかといった点に関しましては疑問に感じた次第でございます。よって、地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務につきましては、監理委員会の関与のもとで民間競争入札を実施して、調達改善に向けた姿勢、あるいはノウハウといったものを具体的に体得していただき、それらを機構様で実施しているほかの類似業務でも、ぜひ活用いただきたいというふうに考えてございます。

また、当分科会としましては、前回ヒアリングを受けた機構の対応方針について、まだ検討中というふうにしてある部分、それから、今回の審議を踏まえた標準仕様書、それから入札条件等の点検表のさらなる見直し。それから、個別に審議した業務のうちで、民間競争入札の導入までは求めない。先ほどの2件目でございますが、燃材試験施設におけるユーティリティ運転管理に係る業務につきましては、委員の指摘を受けた今後の対応状況等につきましても、あわせて事務局を通じましてフォローアップをさせていただきたいと考えております。

これらの調達改善に向けては、機構全体として組織的・体系的に飛んでいただきたく、機構の契約監視委員会ともよくご相談いただきながら、取り組みを進めていただくようお願いをいたします。当分科会では、今後もそれらの検討・取り組み状況を注視していきたいというふうに考えています。機構におかれましては、本日の審議を踏まえて、今後の取り組み方針を検討いただき、1週間をめぐりに、事務局を通じて分科会へご報告ください。そのような方針で、ほかの委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思っております。整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いいたします。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 以上をもちまして、「公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング 国立開発法人日本原子力研究開発機構の契約について」の審議を終了いたします。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、それから文部科学省の皆様におかれましては、ご出席をどうもありがとうございました。また、以上をもちまして、本日の審議は終了となりますので、傍聴者の方はご退席をお願いいたします。どうも、今日もありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構・文部科学省・傍聴者退室)